

入間市障がい者福祉プラン

令和3～5年度
(2021年度～2023年度)

入間市障害者計画
入間市障害福祉計画
入間市障害児福祉計画

～ともに暮らし ともに創る 共生いるま～



令和3年3月
入間市



はじめに

入間市では、平成 30 年度から 3 年間で計画期間とする「入間市障害者福祉プラン～ささえあい 心ふれあう 共生いるま」を策定し、障がいのある人も障がいのない人も、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた施策を推進してまいりました。

この間、国においては、平成 30 年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」等を施行し、文化芸術を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進や、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図っています。

一方で、右肩上がりでの発展し続ける時代が終わりを迎え、財政の硬直化や人口減少社会の課題に直面している中、障がいのある人もない人も自立した一人の人間としてお互いを尊重し、ともに支え合い、いきいきと暮らせるまちの実現が求められています。

本計画では、障がいのある人の基本的人権を尊重し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、福祉、保健、医療、教育、就労、交通、防災等広範囲にわたり、行政だけではなく、地域を支える全ての人たちとともに協力しながら、各種施策に取り組むこととしています。

また、本市では、手話を必要とする人が安心して暮らすことができる環境を整え、共に生きることができる地域社会の実現に寄与することを目的とした「入間市手話言語条例」を令和 3 年 4 月 1 日に施行し、共生社会の実現に向けた施策として展開してまいります。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見を賜りました市民の皆様、また慎重なご審議をいただきました「障害者福祉審議会」委員の皆様をはじめ、各関係団体の皆様に、心より御礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

入間市長 **杉島理一郎**

★「障害」の害のひらがな表記について

「障害」の「害」の字には、「悪くすること」、「わざわい」等の否定的な意味があり、「障がい」は、本人の意思でない生来のものや病気や事故などに起因するものであることから、障がい者を表すときに「害」を用いることは好ましくないものと考えます。

そこで、本プランでは、ノーマライゼーションの社会を目指していく上で、障がいのある方に対する差別や偏見をなくし、障がい者に対する理解を深める等、市民啓発の観点から、「障害」の「害」の字をひらがなとします。

ただし、法令や条例等に基づく制度や施設名等の固有名詞については、そこで使用されている表記を用いることとします。

★サブタイトル「ともに暮らし ともに創る 共生いるま」について

わたしたちの入間市には、障がいのある、なしにかかわらず、老若男女、様々な人が暮らしています。すべての人が豊かに暮らしていくには、違いにより分け隔てられることなく、互いに認め合い、ともに支え合っていかなければなりません。

そこで、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生の入間市となることを願い、本プランのサブタイトルを「ともに暮らし ともに創る 共生いるま」としました。

入間市障害者福祉審議会委員一同

目次

第1部 総論

第1章 プランの概要

- 1 入間市障がい者福祉プランの改訂にあたって・・・・・・・・・・1
- 2 プランの性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 プランの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4 プランの計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第2章 入間市における障がい者等の現状及び将来推計

- 1 身体障がい者・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 知的障がい者・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 精神障がい者・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 4 難病患者・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第2部 入間市障害者計画

第1章 基本方針・重点課題・施策の体系・・・・・・・・・・10

第2章 個別の施策

- 基本方針1 健康と暮らしをまもる施策・・・・・・・・・・12
- 基本方針2 地域で暮らしていくための支援・・・・・・・・・・19
- 基本方針3 障がいのある子どもとその家族への支援・・・・・・・・・・25
- 基本方針4 生き生き暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・28
- 基本方針5 権利擁護・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

第3部 入間市障害福祉計画・入間市障害児福祉計画

第1章 障がい者（児）を対象としたサービス・障がい児を対象としたサービス

- 1 障がい者（児）を対象としたサービス・・・・・・・・・・37
- 2 障がい児を対象としたサービス・・・・・・・・・・38

第2章 令和5年度における目標値

- 1 施設入所者の地域生活への移行者数・・・・・・・・・・39

2	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	40
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	41
4	福祉施設から一般就労への移行等	42
5	障がい児支援の提供体制の整備等	44
6	相談支援体制の充実・強化等	45
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	46

第3章 障がい福祉サービスの見込み

1	訪問系サービス	47
2	日中活動系サービス	48
3	居住系サービス等	50
4	相談支援	51

第4章 地域生活支援事業の見込み

1	理解促進研修・啓発事業	52
2	自発的活動支援事業	52
3	相談支援事業	53
4	成年後見制度利用支援事業	54
5	成年後見制度法人後見支援事業	54
6	意思疎通支援事業	55
7	日常生活用具給付事業	55
8	移動支援事業	56
9	地域活動支援センター事業	57
10	その他の事業（任意事業）	58

第5章 障がい児福祉サービスの見込み

1	障がい児通所支援	60
2	障がい児相談支援	61
3	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	62

第6章 その他の見込み

1	障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備	63
2	発達障がい者等に対する支援	64

- 3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・64
- 4 相談支援体制の充実・強化のための取組・・・・・・・・・・・・65
- 5 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組・・・・・・・・65

第4部 計画の推進に向けて

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
- 2 計画推進のための進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67

第5部 関係資料

- 1 入間市障害者福祉審議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
- 2 入間市障害者福祉審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
- 3 入間市障害者福祉プラン策定の経過（概要）・・・・・・・・・・・・71
- 4 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
- 5 答申書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
- 6 用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74



入間市マスコットキャラクター
「いるティー」

第 1 部 総 論

第1章 プランの概要

1 入間市障がい者福祉プランの改訂にあたって

*～とある語句は、巻末に用語解説があります。

(1) 障がい者施策に関する近年の動向について

前プランである『入間市障害者福祉プラン～ささえあい 心ふれあう 共生いるま～【3ヵ年計画】』が策定された平成30年3月以降、障がい者施策に関しては以下のような動きがありました。

- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月から施行
障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としています。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成30年11月から施行（一部の規定は、平成31年4月施行）
高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、基本理念として、共生社会の実現、社会的障がいの除去に資することを明記するとともに、移動等円滑化の促進に向けた取組を強化するために、「移動等円滑化促進方針」の策定について市町村の努力義務としています。
- 「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が平成30年12月から施行
全ての国民が、障がいの有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障がい者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としています。

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が令和2年4月から施行
障がい者の活躍の場の拡大を図るため、国及び地方公共団体の任命権者に障がい者活躍推進計画の策定、公表や障がい者の任免状況の公表を義務付けること等を内容としています。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」
が令和3年4月から施行（一部の規定は、令和2年6月施行）
高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、国民の「心のバリアフリー」の推進等を内容としています。

(2) 新しい『入間市障がい者福祉プラン～ともに暮らし ともに創る 共生いるま～』の策定について

この『入間市障がい者福祉プラン～ともに暮らし ともに創る 共生いるま～』の策定にあたり、令和2年1月6日から1月31日にかけて障害福祉に関するアンケート調査を実施しました。

令和2年7月15日に開催された令和2年度第3回入間市障害者福祉審議会から今後の取り組みについて検討してきました。

市では、入間市障害者福祉審議会での検討結果を踏まえ、次のような方針・方法で策定作業を進めていくこととしました。

- 本プランの全体構成は、前プランと同様とし、大幅な見直しはしない。
- 個別施策については、施策の重点化を図るため、本プランの計画期間（3年間）で特に
行うべきことに絞ったものとする。（従来から行われている個別施策については、プランに盛り込まなくても継続する）
- 障がい者福祉プランの上位プランである入間市地域福祉計画等との整合性を図る。
- 個別施策の見直しについては、「地域部会」「こども部会」の2部会を組織し、障害者福祉に関するアンケート調査の結果を参考にするとともに、*入間市障害者自立支援協議会、*入間市障害者基幹相談支援センター、*入間市児童発達支援センターういず、入間市教育委員会教育センター等の協力を得ながら、それぞれが担当施策の検討を行う。

(3) 新しい『入間市障がい者福祉プラン～ともに暮らし ともに創る 共生いるま～』の構成について

本プランは、目次に示すように大きく5部から構成されています。

第1部は、総論で、2つの章を設定しました。第1章では、本プランの概要について示し、第2章では、本市における障がい者等の現状と将来推計を示しています。

第2部は、「入間市障害者計画」で、2つの章を設定しました。第1章では、令和3年度から令和5年度までの3年間に取り組むべき障がい者のための基本方針、重点課題及び取り組むべき個別施策の体系を示しています。第2章では、5つの基本方針、前プランの評価やアンケート調査の結果を踏まえて検討した9つの重点課題とそれに係る計14の個別の施策を示しています。

第3部は、「入間市障害福祉計画・入間市障害児福祉計画」で、6つの章を設定しました。これは、障害者総合支援法に規定されている「市町村が定めるべき障害福祉計画」、児童福祉法に規定されている「市町村が定めるべき障害児福祉計画」としてまとめたものです。第2部の個別の施策と一部重複する部分もありますが、国の示した指針等に基づき具体的な目標値や各サービスの見込量等を定めたものです。

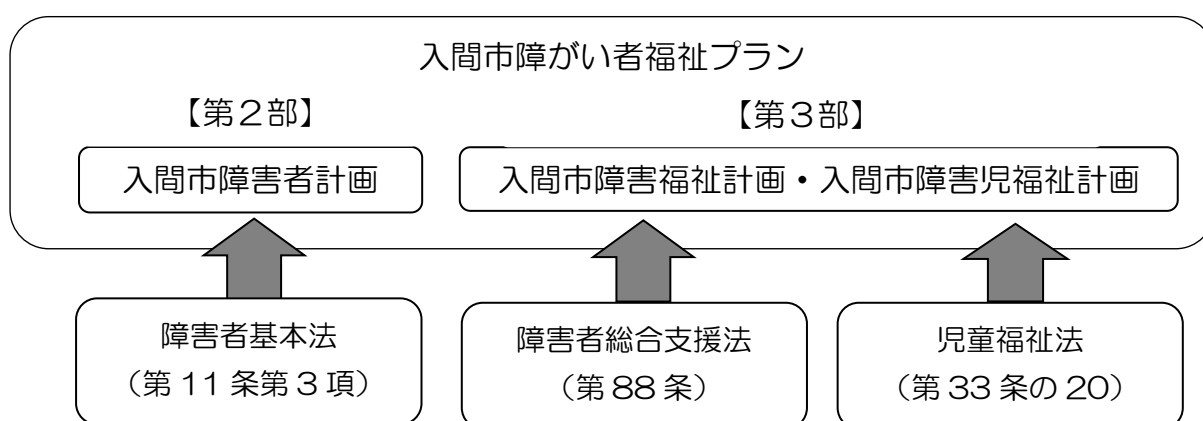
第4部では、本プランに基づく施策を充実させ、効果的に実施するための連携や、計画推進のための進行管理等について示しています。

第5部は、本プランの策定に伴う関係資料を添付しました。

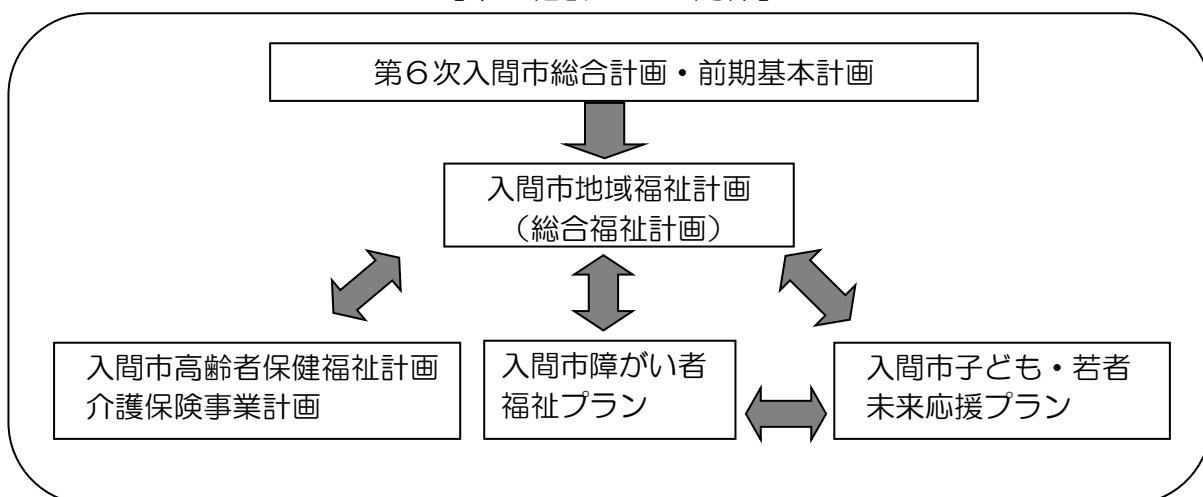
2 プランの性格

- 本プランは、平成30年3月に策定した『入間市障害者福祉プラン～ささえあい 心ふれあう 共生いるま～』を引き継ぐものです。
- 本プランは、障害者基本法第11条第3項に定められた「障害者計画」、障害者総合支援法第88条に定められた「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定められた「障害児福祉計画」として位置付けられるものです。
- 本プランは、国の障害者基本計画及び埼玉県の第6期埼玉県障害者支援計画を基としてさらに第6次入間市総合計画、入間市地域福祉計画、入間市子ども・若者未来応援プランとの整合性を図りつつ、入間市の障がい者施策の基本方針、施策の方向性を示すものです。

【プランの法的位置付け】



【市の他計画との関係】



3 プランの基本理念

ここに策定した『入間市障がい者福祉プラン』は、国や県の障がい者に関する計画や、これまでに入間市が策定してきた障害者計画・障害福祉計画を継承しつつ、平成26年1月に障害者権利条約が批准され、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたこと等を踏まえ、以下の3点を基本理念としました。

- (1) 障がいのある人も障がいのない人も、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた施策を推進します。
- (2) 障がいのある人の基本的人権を尊重し、障がいのある人の意思決定を支援する施策を推進します。
- (3) 障がいのある子ども障がいのない子ども、地域で共に暮らし、共に学び、共に成長していくことができるように保育・教育の環境を整備する施策及び家庭を支援する施策を推進します。

4 プランの計画期間

本プランは、第5期障害福祉計画の最終年度にあたる令和2年度に見直しを行い策定したもので、第6期障害福祉計画にあたる令和3年度から令和5年度を計画期間とします。

また、その最終年度にあたる令和5年度には、次のプランの策定に向けた見直しを行います。

【計画期間】

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前プラン			本プラン		
見直し			見直し		

第2章 入間市における障がい者等の現状及び将来推計

1 身体障がい者

身体障害者手帳の所持者数は、令和元年度末で4,197人となっています。この5年間では、109人の増加を示し、令和5年度末には、4,281人になることが推計されます。

障がいの程度別に見た場合、1・2級の占める割合が全体のほぼ半数となっており、2人に1人が重度障がい者となっています。（表－1参照）

また、障がいの種類別では、肢体不自由が約50%で最も多く、次いで内部障がい（心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、肝臓機能障がい）が約35%となっています。（表－2参照）

表－1 身体障害者手帳所持者数の推移（障がい等級別） 各年度末 単位：人

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総計
平成26年度	1,402	631	663	965	235	192	4,088
平成27年度	1,428	632	648	991	237	195	4,131
平成28年度	1,465	631	643	999	251	209	4,198
平成29年度	1,465	620	635	984	250	216	4,170
平成30年度	1,453	616	647	1,009	243	222	4,190
令和元年度	1,444	618	647	1,026	243	219	4,197
令和5年度推計	1,473	630	660	1,047	248	223	4,281

※障がい等級別の内訳は、平成27年度以降の増減率から推計。

表－2 身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種類別） 各年度末 単位：人

障がい種類	視覚	聴覚 ・平衡	音声・言語・ そしゃく	肢体不自由	内部	総計
平成26年度	240	316	53	2,217	1,262	4,088
平成27年度	242	336	50	2,204	1,299	4,131
平成28年度	250	348	56	2,197	1,347	4,198
平成29年度	243	349	53	2,141	1,384	4,170
平成30年度	246	356	54	2,111	1,423	4,190
令和元年度	253	352	51	2,081	1,460	4,197
令和5年度推計	258	359	52	2,123	1,489	4,281

※障がい種類別の内訳は、平成27年度以降の増減率から推計。

2 知的障がい者

療育手帳の所持者数は、令和元年度末で1,034人となっています。この5年間では、193人の増加を示し、令和5年度末には、1,192人になることが推計されます。

193人の内訳を障がいの程度別に見た場合、㊤（最重度）18人・A（重度）18人・B（中度）50人・C（軽度）107人となっています。（表－3参照）

表－3 療育手帳所持者数の推移（障がい程度別・年齢別） 各年度末 単位：人

障がい程度	㊤	A	B	C	総数	18歳未満	18歳以上
平成26年度	168	196	244	233	841	218	623
平成27年度	170	197	252	263	882	234	648
平成28年度	173	205	265	279	922	237	685
平成29年度	179	211	266	308	964	255	709
平成30年度	184	217	275	336	1,012	282	730
令和元年度	186	214	294	340	1,034	290	744
令和5年度推計	214	247	339	392	1,192	334	858

※障がい程度別の内訳は、平成27年度以降の増減率から推計。

3 精神障がい者

精神障がい者の通院医療には、障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度（精神通院）が適用されています。利用者は、令和元年度末では2,263人となっています。この5年間では、419人の増加を示しており、令和5年度末には2,668人になることが推計されます。

また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和元年度末で1,431人となっています。統合失調症、認知症、うつ病等の増加や、発達障がいや高次脳機能障がいにより手帳を取得する方もいること等から、この5年間では、437人の増加を示しており、令和5年度末は1,918人になることが推計されます。（表－4参照）

表－4 精神障がい者数の推移（自立支援医療制度・障がい等級別）

各年度末 単位：人

区分	自立支援 医療制度 (精神通院)	精神障害者保健福祉手帳			
		1級	2級	3級	総計
平成26年度	1,844	101	576	317	994
平成27年度	1,899	105	639	337	1,081
平成28年度	1,962	91	676	369	1,136
平成29年度	2,083	92	700	412	1,204
平成30年度	2,196	96	759	438	1,293
令和元年度	2,263	116	841	474	1,431
令和5年度推計	2,668	156	1,127	635	1,918

※障がい等級別の内訳は、平成27年度以降の増減率から推計。

4 難病患者

指定難病医療給付の受給者数は、令和元年度末で1,121人となっています。また小児慢性特定疾病医療給付の受給者数は、169人でした。併せてこの5年間合計では、84人の増加を示し、令和5年度末には1,382人になることが推計されます。（表－5参照）

表－5 難病患者数の推移（指定難病・小児慢性特定疾病別）各年度末 単位：人

区分	指定難病	小児慢性 特定疾病	合計
平成26年度	1,066	140	1,206
平成27年度	1,070	167	1,237
平成28年度	1,112	166	1,278
平成29年度	1,039	157	1,196
平成30年度	1,067	162	1,229
令和元年度	1,121	169	1,290
令和5年度推計	1,194	188	1,382

※平成26年度は、平成27年1月から難病医療制度が変更となったため、平成26年12月31日現在の人数。

第 2 部 入間市障害者計画

第1章 基本方針・重点課題・施策の体系

●基本方針1 健康と暮らしをまもる施策

障がいのある人が、健康で安心して生活が営める福祉のまちをめざします。また、保健、医療、福祉、各分野間の連携を図り、障がいのある方への切れ目のない支援をめざします。

重点課題（1） あらゆる障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築

施策 1 地域生活支援の充実を図る

重点課題（2） 地域で安心できる暮らしの支援

施策 2 いざという時のための支援体制をつくる

施策 3 災害時に安心して避難生活を送るために

●基本方針2 地域で暮らしていくための支援

障がいのある人が、地域において自立した生活ができるよう、自己決定と自己選択を支える相談支援（ケアマネジメント）体制の充実を図るとともに就労相談、職場実習、職場定着支援など就労支援の充実をめざします。

重点課題（3） 相談支援の充実

施策 4 身近で利用しやすい相談のしくみづくり

施策 5 障がい児相談支援の実施

重点課題（4） はたらく支援の充実

施策 6 はたらくを支援する

●基本方針3 障がいのある子どもとその家族への支援

障がいのある子どもの成長・発達に応じた乳幼児期から成人期まで一貫した地域支援体制を整備します。また、共生社会の実現のため、住んでいる地域において子どもの頃から共に学び共に育つことのできる保育・教育を進めます。

重点課題（5） 障がいのある子どもとその家族への支援の充実と、
共に学び共に育つ場の整備

施策 7 子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制の充実を図る

施策 8 一人ひとりが違うことの素晴らしさを共に学ぶ保育・教育に取り組む

●基本方針4 生き生き暮らせるまちづくり

障がいのある人も障がいのない人も、だれもが社会の一員として、分け隔てなくつながり支えあうことができ、元気に生き生きと暮らすことができる社会をめざします。

重点課題（6） 福祉意識の向上とボランティア活動の推進

施策 9 障がい者福祉について関心や理解を深めるために

施策10 福祉ボランティア活動を支援する

重点課題（7） 障がい者スポーツ、文化活動、余暇活動等への支援

施策11 障がい者のスポーツ・文化活動を支援する

重点課題（8） 移動等の円滑化の促進

施策12 だれもが安心して使いやすい施設とするために

●基本方針5 権利擁護

障がいのある人が障がいを理由に不利益な扱いを受けることのないよう、権利を擁護し、意思決定を支援する施策を進めます。

重点課題（9） 権利擁護の推進

施策13 成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進

施策14 障がい者の権利をまもる

第2章 個別の施策

●基本方針1 健康と暮らしをまもる施策

重点課題（1）あらゆる障がい者（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【現状の課題】

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を重点課題（1）とし、「施策1 精神障害者に対する地域生活支援の充実を図る」に取り組みました。

- ・施策1として、地域リハビリテーションの充実、精神保健福祉医療地域連携会議における事例検討、課題研究などを通して、情報・認識共有などを図り、保健・医療・福祉関係機関の連携強化を図りました。精神保健福祉医療地域連携会議を2回開催したことにより、地域の支援者同士の顔合わせができ、共通理解が深まり、連携強化につながりました。

精神保健福祉士等の専門職が、担当地区を訪問することにより、地域の実情に合わせた支援を行うことができましたが、現状としては相談があった際に対応をしている状況であり、潜在的なニーズを把握したうえで地域課題を解決するための支援を行うまでには至りませんでした。

○アンケート調査の結果から

施設を退所し、又は病院を退院して地域で暮らすためにあればよいと思う支援として、「経済的な負担の軽減」や「生活訓練等の充実」を挙げる人が多くいます。

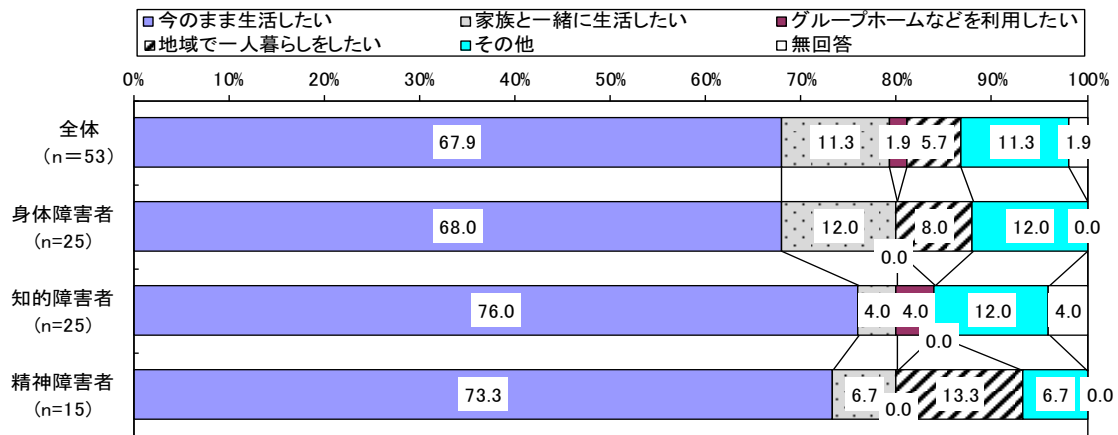
これらの支援の充実を図ることが、精神障がい者などの地域生活への移行を進めるための課題となっています。

【図-1】・【図-2】参照

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、「精神障がい者リハビリテーションの充実」も含め、全ての障がい者が地域で安心して自分らしく暮らしていける、身近なところで保健・医療・福祉の支援を受けられる体制の整備とともに地域移行に向けた取組の強化を課題とします。

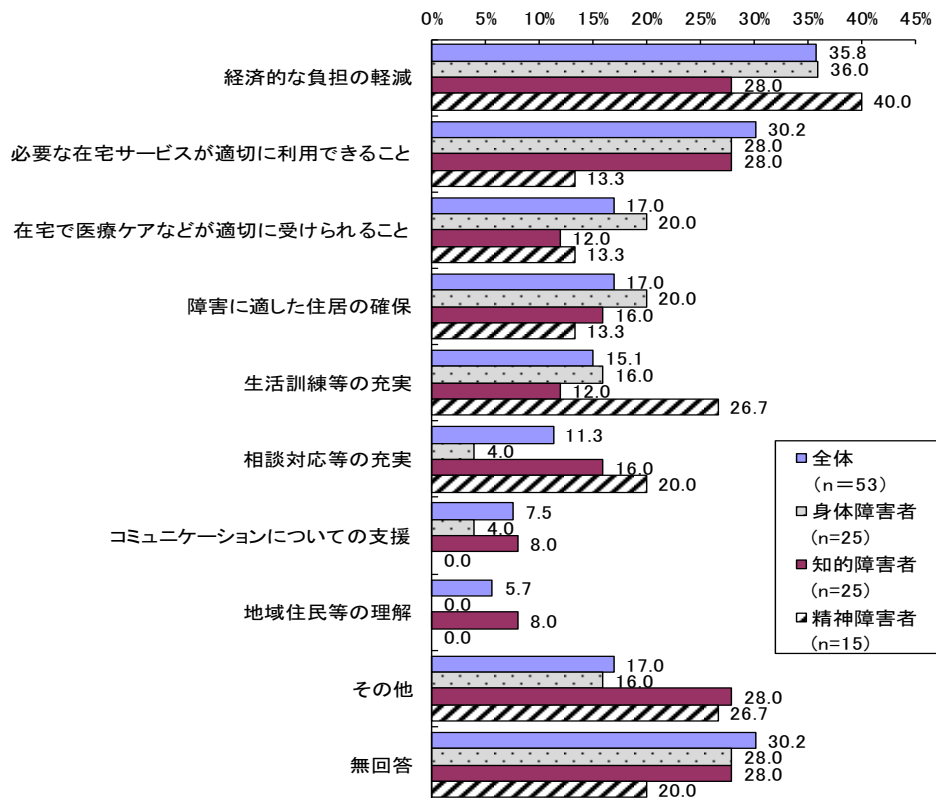
【図－１】「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」障がいのある人が、将来生活したい場所
(nは回答者数)



精神障がいのある人では、「今のまま生活したい」が73.3%と最も高く、「地域で一人暮らしをしたい」が13.3%となっています。

【障害福祉に関するアンケート調査令和2年1月】

【図－２】「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」障がいのある人が、地域で暮らすために必要な支援
(nは回答者数)



精神障がい者では「経済的な負担の軽減」「生活訓練等の充実」がそれぞれ高くなっています。

【障害福祉に関するアンケート調査令和2年1月】

施策1 地域生活支援の充実を図る

障がいのある人たちが安心して地域生活ができるよう、福祉関係者、保健、医療、地域住民などが連携して支援していけるような体制を整備していきます。

主な取組	内容	担当課
(1) 障がい者の地域生活支援の充実	* <u>地域リハビリテーション</u> の充実や「入間市まるわかり地域移行ガイドブック」の活用を図るなど精神障がいをはじめ地域での生活を営むことに困難を感じる様々な障がい者の社会的自立を支援します。	障害者支援課 地域保健課
(2) 保健・医療・福祉関係機関の連携強化	精神障がい者の地域生活に向けて、精神保健福祉医療地域連携会議における情報提供、事例検討などを通して、保健・福祉・医療機関のネットワークや更なる連携の強化を図ります。	障害者支援課 地域保健課
(3) 支援が必要な障がい者への訪問等による把握と支援	* <u>アウトリーチ</u> を行うことにより、潜在的なニーズを把握し、地域課題を解決するための支援をしていきます。	障害者支援課 地域保健課
(4) 自立生活援助サービス体制の整備	地域で暮らす障がい者の実態やニーズをもとに、地域での生活や自立に向けた支援サービスの充実を図ります。	障害者支援課
(5) 地域移行支援・地域定着支援の利用促進	相談事業所等と連携し、障がい者に対する地域生活についての周知、情報提供等により、地域移行支援・地域定着支援の利用を促進します。 精神障がい者等の自助グループの育成について検討していきます。	障害者支援課 地域保健課
(6) 日中活動の場の整備	地域活動支援センターの充実に向けた見直しとともに、生活介護施設の充実を支援します。	障害者支援課

【目標値】

	指標	現状値	目標値
①	福祉施設で暮らしている障がい者が、施設を退所し、地域で暮らす人数	2人 (令和元年度)	8人以上 (令和5年度)

重点課題（２） 地域で安心できる暮らしの支援

【現状の課題】

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「地域で安心できる暮らしの支援」を重点課題（２）とし、「施策 2 いざという時のための支援体制をつくる」「施策 3 災害時に安心して避難生活を送るために」に取り組みました。

- 施策 2 として、* 避難行動要支援者の安全体制の確保のため、入間市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿に基づく個別支援計画の策定に取り組みました。
- 施策 3 として、自主防災会が行う避難訓練において、自主防災会と民生委員との連携を推進するとともに、更なる体制の整備と防災意識の高揚を図る取組が必要です。また、障がい者が安心して避難生活を送れるように、福祉施設と福祉避難所の協定を締結しました。今後、障がい者のニーズに合わせた避難体制についても検討をしていきます。また、福祉避難所が近くにない場合もあるため、市内の他の福祉施設との協定に取り組みます。

○アンケート調査の結果から

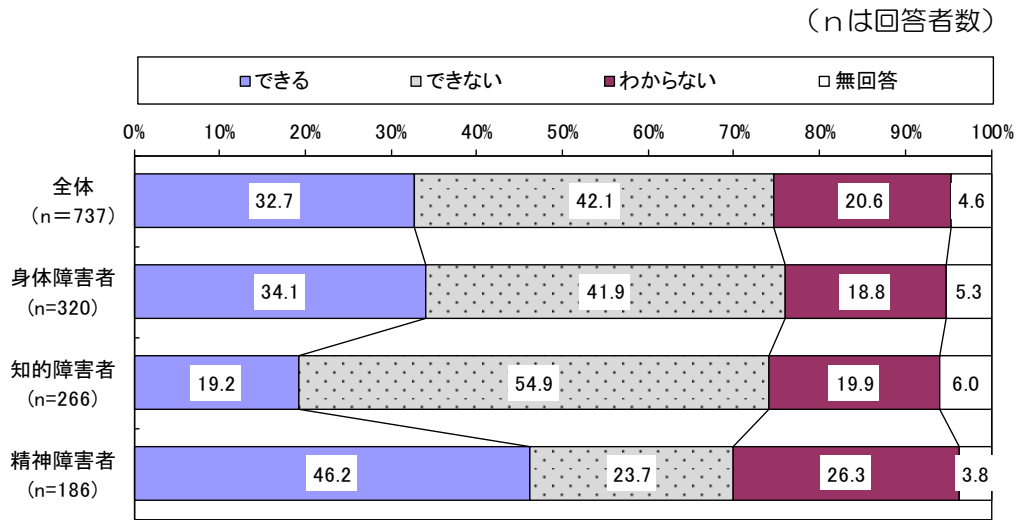
災害時に一人で避難できない、避難できるかわからない障がい者が6割を超えており、そのうち、身近に助けてくれる人がいない、いるかわからない人が7割以上となっており、災害時に自ら避難することが困難な障がい者への避難支援が課題となっています。

【図－3】・【図－4】 参照

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、引き続き、地域で安心できる暮らしの支援として、避難行動要支援者の安全体制の確保や避難生活の環境整備を課題とします。

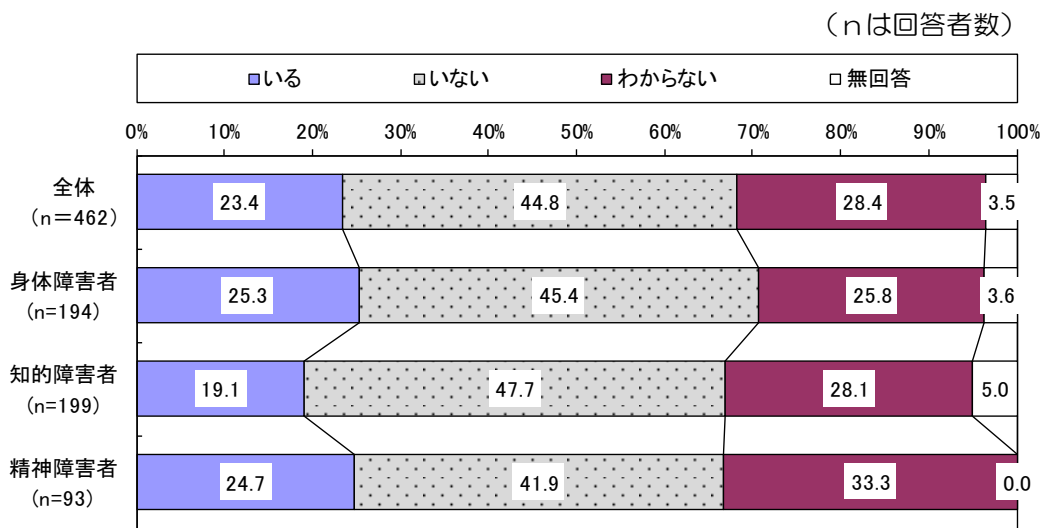
【図-3】 災害時の避難「一人での避難の可否」



「一人で避難できる」が32.7%、「一人で避難できない」が42.1%と一人で避難できないが約10ポイント上回っています。

【障害福祉に関するアンケート調査令和2年1月】

【図-4】 災害時、「一人で避難できない」又は「わからない」障がい者のうち、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、身近に助けしてくれる人の有無



「いる」が23.4%、「いない」が44.8%となっています。

【障害福祉に関するアンケート調査令和2年1月】

施策2 いざという時のための支援体制をつくる

避難行動要支援者避難支援制度による避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図るとともに、地域のさまざまな人とのつながりにより、災害時の避難支援が円滑に行われるよう平常時から地域交流を通じた支援体制づくりに努めていきます。

主な取組	内容	担当課
(1) 地域交流の促進	平常時から地域交流を通じた避難支援体制づくりを促進します。	障害者支援課 危機管理課 自治文化課
(2) 避難行動要支援者避難支援制度の周知や避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定・充実	広報紙・市公式ホームページだけでなく、関係機関などを通じて避難行動要支援者避難支援制度の周知を図ります。また、地域支援者が適切な避難支援が行えるように、個別避難支援計画の整備を進めていきます。	障害者支援課 危機管理課
(3) 地域の避難支援体制の整備	いざという時に自主防災会、民生委員など地域の関係機関、団体等が連携し、障がい者への避難支援が円滑に行えるよう体制を整備していきます。	障害者支援課 危機管理課
(4) 防災訓練における避難支援訓練の実施	防災訓練での各自主防災会が実施する訓練において、避難行動要支援者に対する避難支援訓練等の実施を促していきます。	障害者支援課 危機管理課
(5) 災害に対する家庭での備えについての啓発	災害が起きたときに備え、障がい特性に応じた情報提供（SNS等の活用）により、防災意識を高めます。また、各家庭において、ハザードマップ等の活用や障がい特性などを明記したカード作成などにより、防災・減災意識を促します。	障害者支援課 危機管理課

施策3 災害時に安心して避難生活を送るために

障がい者が安心して避難生活を送ることができるよう障がいの特性に配慮し、個々の障がいに応じた受け入れ体制の充実に努めます。

備蓄品の充実、必要物資を手配する支援ルートの確立等体制整備に努めていきます。

また、災害時に、福祉避難所の開設訓練を始め、障がい者の受け入れ体制が円滑に整えられるよう準備を進めていきます。

主な取組	内容	担当課
(1) 備蓄品の充実、必要物資の調達ルートの確立	備蓄品や応援協力体制の充実に回り、薬や機材など障がい者が必要とする物資の調達確保を図ります。	障害者支援課 危機管理課
(2) 障がい者の意見を反映するための体制づくり	安心して避難生活を送るための体制整備について、障がい者の意見が反映されるような体制づくりに取り組みます。	障害者支援課 危機管理課
(3) 福祉避難所の指定を増やす	市内の福祉施設等と福祉避難所の協定を締結し福祉避難所を確保していますが、更に増やせるように取り組みます。	障害者支援課 高齢者支援課 危機管理課
(4) 避難所開設訓練の実施	福祉避難所の開設訓練等を実施し、障がい者に配慮した避難所受け入れ体制を整備していきます。	障害者支援課 危機管理課

【目標値】

	指標	現状値	目標値
①	災害時に一人で避難できない、避難できるかわからない障がい者で、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、身近に助けてくれる人がいる人の割合	23.4% (令和元年度)	40.0%以上 (令和5年度)

●基本方針2 地域で暮らしていくための支援

重点課題（3） 相談支援の充実

【現状の課題】

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「相談支援の充実」を重点課題（3）とし、「施策4 身近で利用しやすい相談のしくみづくり」「施策5 障害児相談支援の実施」に取り組みました。

- 施策4として、平成28年10月に設置した入間市障害者基幹相談支援センターを中心に関係機関との連携体制の充実を図りました。引き続き相談支援の質の向上に努めるとともに、利用者の利便性の向上を図るため、入間市障害者基幹相談支援センターを中心に相談支援の質の向上を図ります。
- 施策5として、障害児相談支援の質の向上を図るとともに、発達の遅れ又は障がいのある児童とその家族が身近な地域で安心して暮らし、支援を使いながら自立を目指し、切れ目なく一貫した支援を行う入間市児童発達支援センターういずを令和2年4月1日に設置しました。事業の一部は、専門性を確保し質の高いサービスを提供するため民間委託としました。特に教育センターとの連携・情報共有を密にし、福祉と教育の一体的な支援を図ります。入間市障害者基幹相談支援センターの設置により、障害児相談支援についても、質の向上を図りました。引き続き、初期相談窓口の確立など、相談支援の充実に向け、体制の整備が必要です。

○アンケート調査の結果から

市に力を入れてほしい施策として、「情報提供と、気軽に何でも相談できる体制の充実」が上位を占めていることから、相談支援体制の更なる充実が求められています。

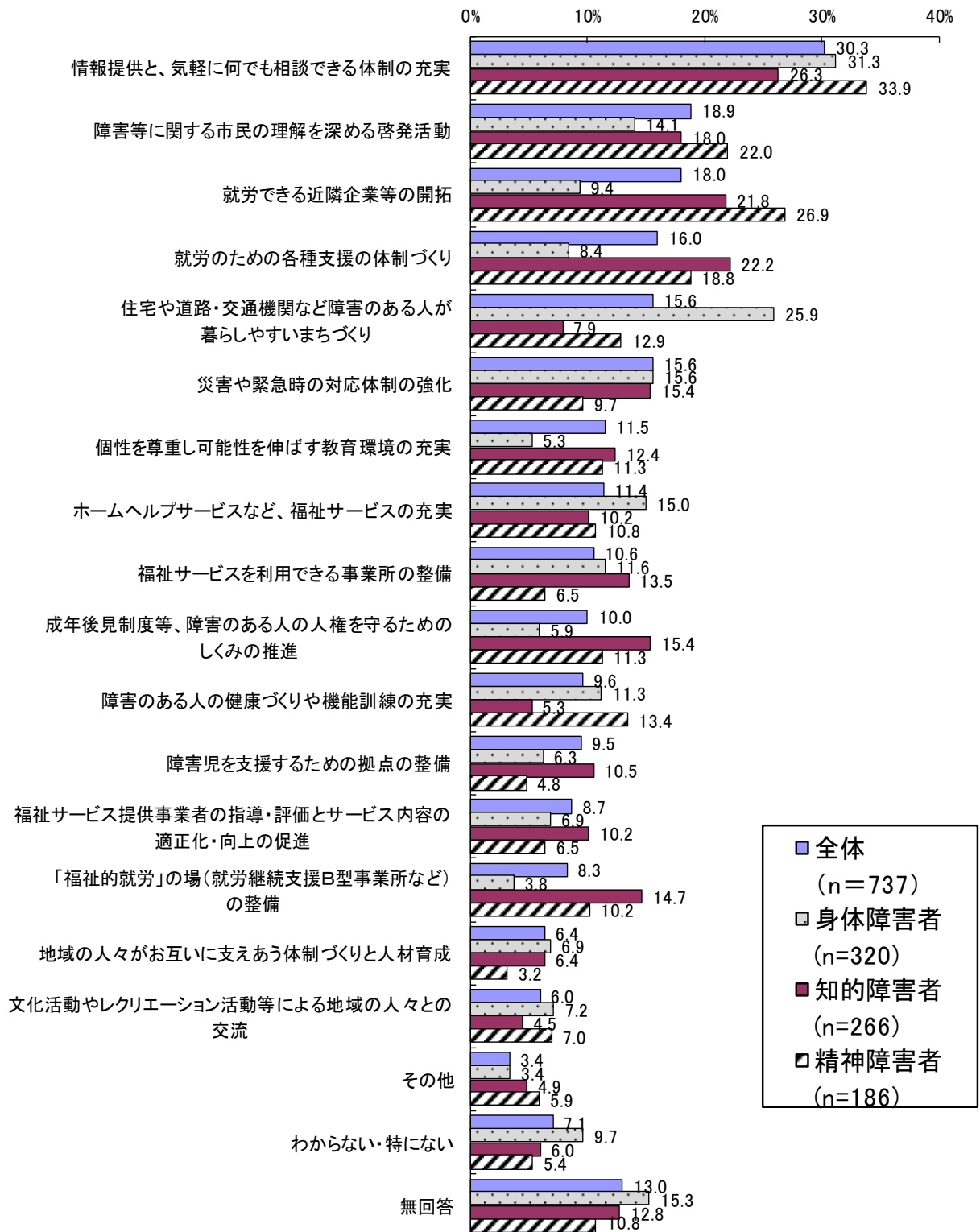
【図-5】参照

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、引き続き、障がい者（児）の相談支援事業の体制整備や質の向上を課題とします。

【図－５】市に力を入れてほしい施策

(nは回答者数)



「情報提供と、気軽に何でも相談できる体制の充実」が30.3%と最も高く、「障害等に関する市民の理解を深める啓発活動」が18.9%、「就労できる近隣企業等の開拓」が18.0%と続いています。

【障害福祉に関するアンケート調査令和2年1月】

施策4 身近で利用しやすい相談のしくみづくり

相談支援事業の更なる充実を図るため、入間市障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業の体制整備と相談支援の質の向上に努めていきます。

主な取組	内容	担当課
(1) 相談支援事業の充実	気軽に利用できる相談支援体制の整備及び利用促進に向けた広報活動を充実します。	障害者支援課
(2) 入間市障害者基幹相談支援センターの活動の充実とネットワークの構築	入間市障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所、サービス提供事業所、社会福祉協議会、医療関係者などと連携し、相談支援体制を強化していきます。	障害者支援課
(3) 地域移行支援・地域定着支援の利用促進	「入間市まるわかり地域移行ガイドブック」を活用し、障がい者に対し地域支援サービス等の紹介をするなどの情報提供により、地域移行支援・地域定着支援の利用を促進します。	障害者支援課

施策5 障がい児相談支援の実施

相談支援の質の向上を図るとともに、配慮が必要なすべての児童とその家庭を対象に乳幼児期から成人期までの切れ目のない一貫した支援を推進します。児童発達支援センターういずを中心に地域の関係諸機関と連携し、障がいの早期発見や、福祉と繋がっていない家庭への対応等、相談支援体制の更なる充実を図ります。

主な取組	内容	担当課
(1) 入間市児童発達支援センターういずを中心とした関係機関の連携強化	入間市児童発達支援センターういずを中心に、情報や認識を共有することにより、適切な支援につながるよう相談支援体制の充実を図ります。	障害者支援課 こども支援課
(2) 事例検討による相談支援の質の向上	入間市児童発達支援センターういずと関係機関が連携し、様々な問題を抱える家庭への支援など困難事例を検討することにより、相談支援の質の向上を図ります。	障害者支援課 こども支援課

(3) 支援が必要な家庭への訪問等による把握と支援	アウトリーチを行うことにより、潜在的なニーズと情報を関係機関が共有し、具体的な支援をしていきます。	障害者支援課 地域保健課
(4) 障がい児支援におけるワンストップサービスの充実	入間市児童発達支援センターういずを中心に、障がい児に係る相談及び支援について、ワンストップサービスの充実を図ります。	障害者支援課 こども支援課

重点課題（４） はたらく支援の充実

【現状の課題】

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「はたらく支援の充実」を重点課題（４）とし、「施策６ はたらくを応援する」に取り組みました。

- ・施策６として、*入間市障害者就労支援センターりぼんを通して、企業や商工会、ハローワーク等の就労支援機関との関係性を築き、就労の場の確保に努めたほか、入間市就労支援センターりぼんの登録者を市の会計年度任用職員として7名採用しました。

「はたらくを考えるつどい」等、障がい者雇用についての理解促進に努めました。引き続き、企業に対する障がい者理解について啓発していく必要があります。

○アンケート調査の結果から

アンケート調査の結果では、障がい者の就労支援で必要なこととして、「職場の理解や支援」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が上位を占めており、職場の障がいに対する理解の向上や職場定着支援が課題となっています。

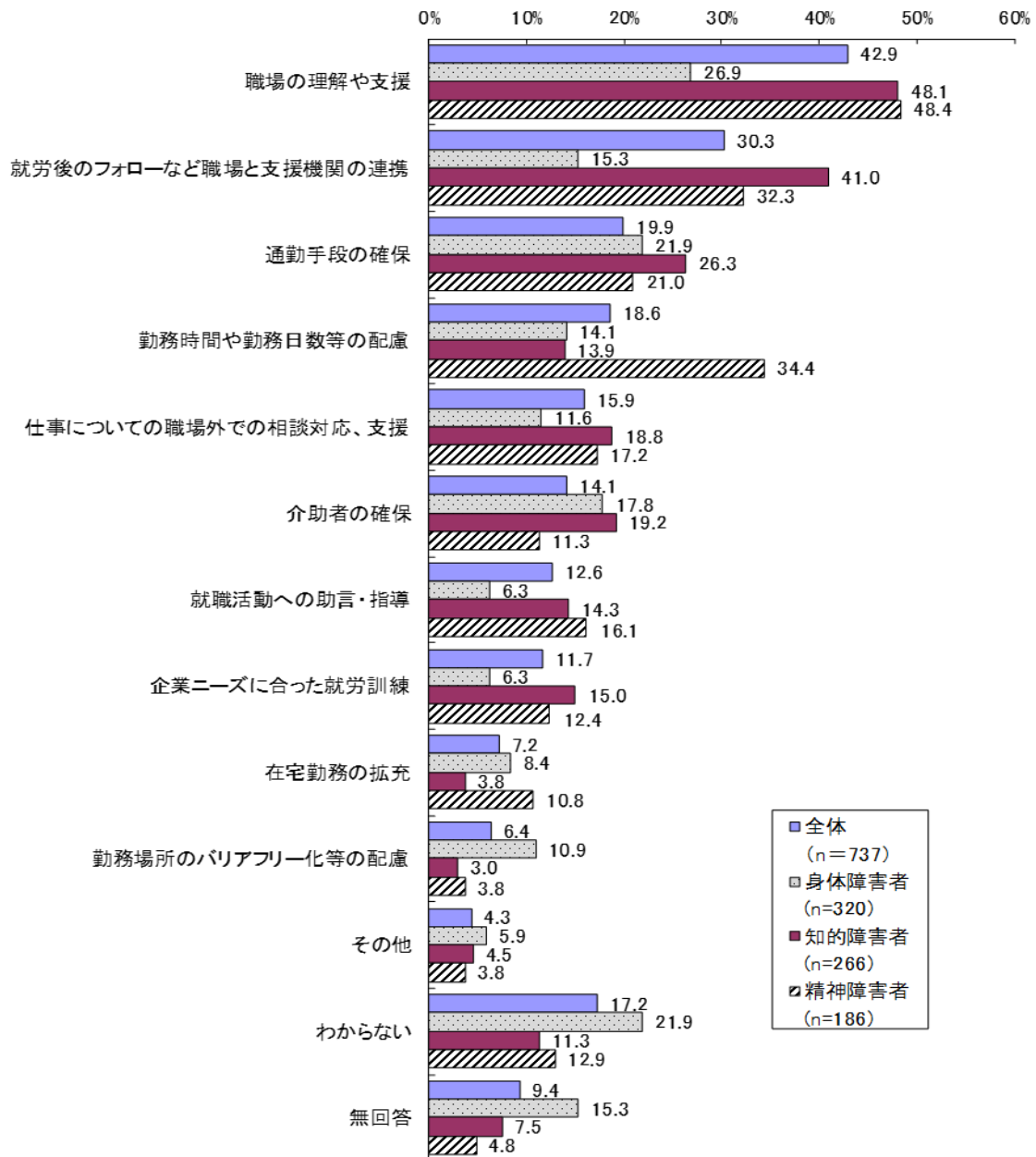
【図－６】参照

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、引き続き、障がい者の就労支援を課題とします。

【図-6】 障がい者の就労支援で必要なこと

(nは回答者数)



「職場の理解や支援」が42.9%と最も高く、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が30.3%、「通勤手段の確保」が19.9%と続いています。

【障害福祉に関するアンケート調査令和2年1月】

施策6 はたらくを支援する

入間市就労支援センターりぼんを中心に、ハローワーク等関係機関や企業とのネットワークを構築し、企業への障がい者理解の啓発、就労の場の拡大に取り組むとともに、障がい者の就労、職場定着を支援していきます。

また、福祉的就労に対する需要を確認し、必要な施設の確保に努めるとともに、障がい者就労施設等から物品やサービスを優先的に調達すること等により障がい者の就労を支援していきます。

主な取組	内容	担当課
(1) 入間市障害者就労支援センターりぼんの充実	職場定着支援等を支援していくため、入間市障害者就労支援センターりぼんの体制の充実を図ります。	障害者支援課
(2) 企業に対する障がい者理解及び障がい者雇用の啓発	「はたらくを考えるつどい」を継続し、充実させるとともに、市内企業に対し、障がい者理解及び障がい者雇用について啓発活動を行うなど、就労の場の拡大に努めます。	商工観光課 障害者支援課
(3) 就労支援の場の整備	就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）事業所の設置を支援します。	障害者支援課
(4) 市における障がい者雇用の推進	障がい者が働きやすい職場について障がい者に応じた職務を研究し、障がい者雇用の推進します。	人事課
(5) 障がい者施設等からの物品等の優先調達の推進	庁内への周知を図り、障がい者施設等からの物品等の優先調達を推進します。	障害者支援課

【目標値】

	指標	現状値	目標値
①	福祉施設を退所し、一般就労する人数 ※就労移行支援事業等を利用し、一般就労する障がい者の人数の目標値については、42ページ参照	23人 (令和元年度)	31人 (令和5年度)

●基本方針3 障がいのある子どもとその家族への支援

重点課題(5) 障がいのある子どもとその家族への支援の充実と、共に学び共に育つ場の整備

【現状の課題】

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「障がいのある子どもとその家族への支援の充実と、共に学び共に育つ場の整備」を重点課題(5)とし、「施策7 子どもの育ちをみんなと一緒に支えていける支援体制をつくる」「施策8 一人ひとりが違うことの素晴らしさを共に学ぶ保育・教育に取り組む」として障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの設置に向けた研究を進めたり、幼少時から、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び育つことによりお互いを認め、助け合えるよう保育や教育に取り組みました。

○アンケート調査の結果から

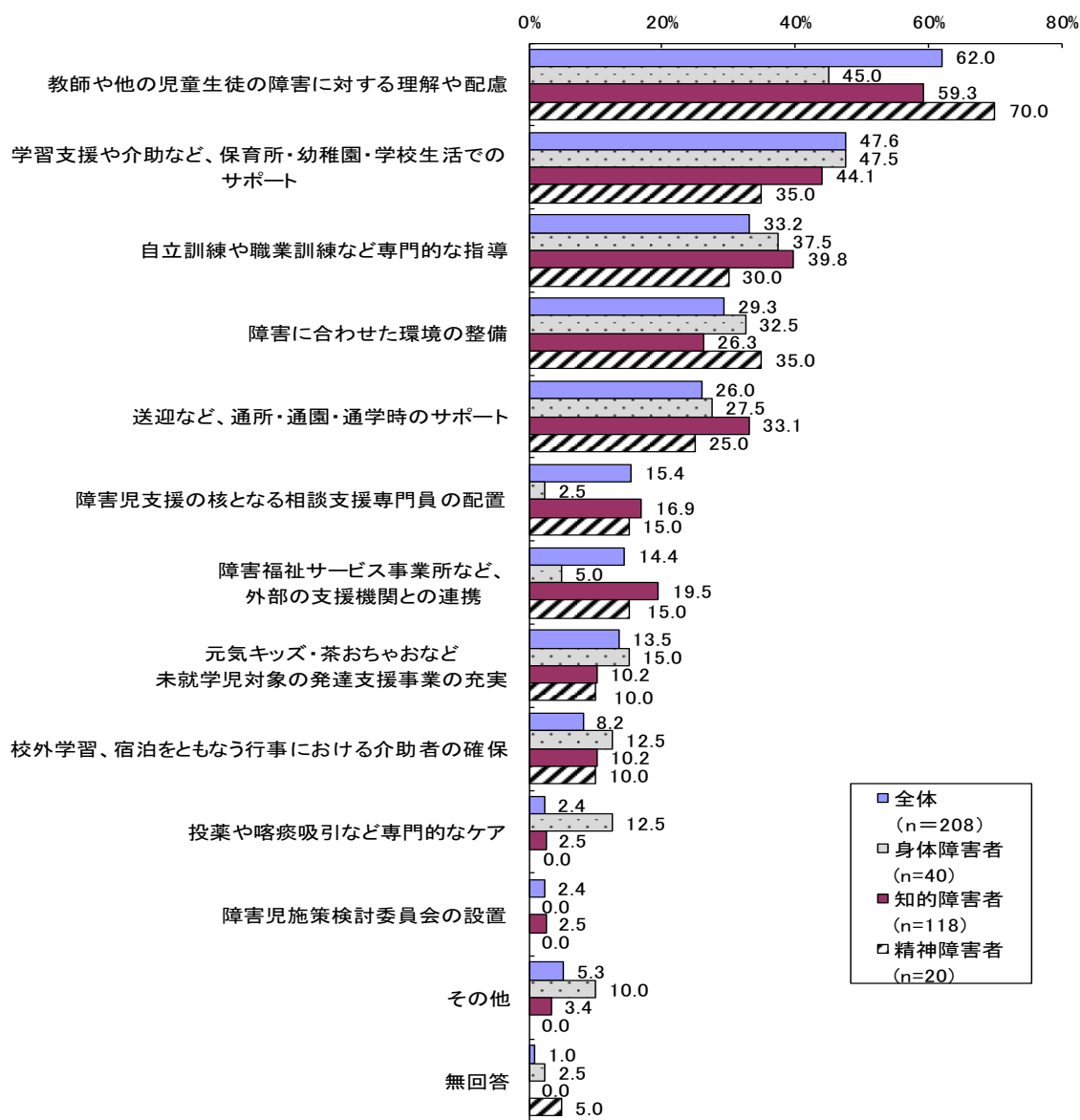
子どもが学校等に通ううえで、特に求めるものとして「教師や他の児童生徒の障がいに対する理解や配慮」が約6割を占めており、周囲の障がいへの理解の促進や配慮の充実が課題となっています。

【図-7】参照

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、引き続き、障がいのある子どもとその家族に対する支援体制の整備と保育・教育の環境整備を課題とします。

【図一七】障がいのある子どもが保育所、幼稚園、学校に通ううえで、保護者が求めるもの
(nは回答者数)



「教師や他の児童生徒の障害に対する理解や配慮」が62.0%と6割を超えて最も高く「学習支援や介助など、保育所・幼稚園・学校生活でのサポート」が47.6%、「自立訓練や職業訓練など専門的な指導」が33.2%と続いています。

【障害福祉に関するアンケート調査令和2年1月】

施策7 子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制の充実を図る

入間市児童発達支援センターういずが障がい児支援の中核的役割を担い、乳幼児期から成人期まで一貫した地域支援体制を整備していくと共に関係各課の訪問による支援等障がい児支援の更なる充実を図ります。

主な取組	内容	担当課
(1) 入間市児童発達支援センターういずを中心とした関係機関の連携を強化し、支援体制の充実を図る	入間市児童発達支援センターういずを中心に、情報共有、課題検討、ケース会議等を行い、支援体制の充実を図ります。	障害者支援課 こども支援課
(2) 障がい児やその家族に向けた早期発見、早期支援の充実	支援の必要な障がい児の早期発見に努め、早期からの切れ目のない支援体制の充実を図ります。	こども支援課 地域保健課
(3) 訪問支援体制の充実	医療的ケア児等コーディネーターを中心に医療的ケア児の家庭を訪問し、また、福祉サービスにつなげていない家庭や通所困難家庭への訪問支援体制の充実を図ります。	障害者支援課 こども支援課 地域保健課

施策8 一人ひとりが違うことの素晴らしさを共に学ぶ保育・教育に取り組む

地域の中で幼少期から、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び、育つことにより、子どもたちが多様性を理解し、互いを認め、助け合えるような保育や教育に取り組めます。

主な取組	内容	担当課
(1) * <u>インクルーシブ</u> 保育・教育の充実	インクルーシブ保育・教育を充実させるために、多様な学びの場での特別支援保育・教育や入園時・就学時に本人・保護者の希望を尊重した相談支援を実施します。 学校等の施設設備などのバリアフリー化に取り組めます。	こども支援課 保育幼稚園課 学校教育課
(2) 教職員研修の充実	障がいを理解し、障がい児に配慮した指導方法等の研修により、教職員の資質向上を図ります。	こども支援課 保育幼稚園課 学校教育課
(3) 心のバリアフリーの推進	障がいに関する図書の整備や体験学習、交流・共同学習を通じて、共生社会実現に向けた心のバリアフリー（障がい理解）を推進します。	保育幼稚園課 教育総務課 学校教育課

●基本方針4 生き生き暮らせるまちづくり

重点課題(6) 福祉意識の向上とボランティア活動の推進

【現状の課題】

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「福祉意識の向上とボランティア活動の推進」を重点課題(6)とし、「施策9 障害者福祉について関心や理解を深めるために」「施策10 福祉ボランティア活動を支援する」に取り組みました。

- ・施策9として、以前から啓発活動を実施していたものの、市民の障がいについての理解は不十分です。そのため、講演・講座を実施し、啓発を図りました。引き続き、多くの市民に参加していただけるよう工夫していく必要があります。
- ・また、市報やホームページ、SNSなどを活用し啓発に努める必要があります。

○アンケート調査の結果から

市に力を入れてほしい施策として、「障害等に関する市民の理解を深める啓発活動」が上位にあることから、障がいについての理解、福祉意識の向上が課題となっています。

20ページ【図-5】参照

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、引き続き、福祉意識の向上やボランティア活動の支援を課題とします。

施策9 障がい者福祉について関心や理解を深めるために

以前から啓発活動に取り組んでいるものの、アンケート調査の結果が示すとおり市民の障がいについての理解、福祉意識には温度差があります。引き続き市民に対し、障がいについての理解を深め福祉意識の向上や共生社会に向けた啓発活動をわかりやすく実施すると共に、交流を通じた相互理解の向上を図ります。

主な取組	内容	担当課
(1) 障がい者理解のための講座等の推進	体験型など、わかりやすい講座により、障がいについての理解を深め、共生社会に向けた意識の向上を図ります。また、体験型講座については、小学校や中学校での取組を図ります。	自治文化課 障害者支援課 地域保健課 学校教育課 社会教育課 中央公民館

(2) 地域イベントでの交流による相互理解の促進	情報提供等により、障がいのある、なしにかかわらず、イベント等への参加を促し、相互理解を進めます。	自治文化課 商工観光課 障害者支援課 中央公民館
(3) 広報いるま、市公式ホームページ等による啓発	広報いるま、市公式ホームページ等にわかりやすい記事を掲載し、啓発を図ります。	障害者支援課 地域保健課

施策10 福祉ボランティア活動を支援する

ボランティア団体への活動室の提供などの支援だけでなく、ボランティアの担い手の育成、確保やボランティアと福祉現場とのマッチングを支援していきます。

主な取組	内容	担当課
(1) ボランティアとボランティアを必要とする現場とを結びつける情報提供	ボランティア活動を支援するため、ボランティアに関する情報を提供します。	自治文化課 福祉総務課 地域保健課
(2) ボランティア育成のための啓発の実施	福祉意識を醸成するための啓発を図り、地域の支援者を育成します。	自治文化課 福祉総務課 地域保健課
(3) 障がい者団体とボランティア団体との交流の場の提供	ボランティア活動を活発にするため、障がい者団体とボランティア団体の交流の場を提供します。	自治文化課 福祉総務課 地域保健課

重点課題（7） 障がい者スポーツ、文化活動、余暇活動等への支援

【現状の課題】

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「障害者のスポーツ・文化活動への支援」を重点課題（7）とし、「施策11 障害者のスポーツ活動・文化活動を支援する」に取り組みました。

- ・施策11として、障害者スポーツ大会等を実施しました。今後は、同じ事業でスポーツを通じて多くの市民と障がい者が交流できるような取組が必要です。

また、「障害者スポーツ大会」ポスター絵画コンテスト、「健康福祉センターまつり」における障がい者の作品展を開催しました。

なお、「障害者スポーツ大会」の令和2年度及び「健康福祉センターまつり」の令和元・2年度は中止となっています。

今後は、公民館で開催される文化祭へも常に参加できるような支援など社会参加を促進する取組が更に必要です。

○アンケート調査の結果から

この項目において、アンケート調査から抽出した課題はありません。

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価から、引き続き、障がい者スポーツ、文化活動、余暇活動の支援を課題とします。

施策11 障がい者のスポーツ・文化活動を支援する

障がい者のスポーツ活動の支援を継続していくとともに、障がい者の文化活動、創作活動の支援に取り組みます。

また、スポーツ・文化事業において、障がいの有無や年齢、性別に関わらず、市民が共に参加し交流する共生社会という視点での支援に取り組みます。

主な取組	内容	担当課
(1) 障がい者の創作・文化活動の支援	創作活動をしている障がい者団体や個人、支援団体に対し、創作・文化活動への参加を支援していきます。	自治文化課 地域保健課 中央公民館
(2) 障がい者のスポーツ活動の促進	障害者スポーツ大会などへの参加を進めるための情報提供や体制整備に取り組むとともに、障がいのあるなしにかかわらずスポーツを通じた市民の交流を促進します。	障害者支援課 地域保健課 スポーツ推進課 社会教育課 中央公民館

重点課題（８） 移動等の円滑化の促進

【現状の課題】

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「移動等の円滑化の促進」を重点課題（８）とし、「施策12 だれもが安心して使いやすい施設とするために」に取り組みました。

- ・施策12として、西武池袋線元加治駅、JR八高線金子駅の内方線付き点状ブロック設置補助を行い、駅を利用する障がい者の安全性、利便性の向上を図りました。

○アンケート調査の結果から

市に力を入れてほしい施策として、「住宅や道路・交通機関など障害のある人が暮らしやすいまちづくり」が上位にあることから、施設、道路・交通機関などより一層のバリアフリー化が課題となっています。

20ページ【図-5】参照

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、移動等の円滑化の促進として、鉄道駅も含め、公共施設・道路・交通機関などのバリアフリー化を課題とします。

施策12 だれもが安心して使いやすい施設とするために

だれもが安心して自立した社会生活を送れることを目指して、ユニバーサル社会の実現のため、公共的な建築物、道路、公共交通等のバリアフリー化や*ユニバーサルデザインを推進します。そのために、市の公共施設、道路、公共交通等の整備において、障がい者の意見が反映される機会を確保します。

主な取組	内容	担当課
(1) 公共施設等を整備する際の障がい者の意見を反映する機会の確保	公共施設等を整備する際に、障がい者等の意見が反映されるような仕組みづくりに取り組みます。	関係各課

●基本方針5 権利擁護

重点課題（9） 権利擁護の推進

【現状の課題】

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「権利擁護の推進」を重点課題（9）とし、「施策13 成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進」「施策14 障害者の権利を守る」に取り組みました。

- ・施策13として、成年後見制度の周知を図るとともに、法人後見事業を開始しました。また、市における合理的配慮の取組を推進するため「対応要領」及び「障害のある方への配慮マニュアル」を職員に周知したほか、障害者差別解消法について理解を深めるための研修を実施しました。引き続き、職員に対し合理的配慮についての研修や啓発を図る必要があります。

○アンケート調査の結果から

成年後見制度の内容を知らないと回答した障がい者は、約6割を占めています。

一方、成年後見制度を利用してみたい障がい者が、約3割となっており、制度の周知とともに、成年後見制度の円滑な利用を支援する体制の整備が課題となっています。

また、障がいがあることで差別され、嫌な思いをしたことがあると回答した障がい者が半数近くを占めており、障がい者の人権をまもるための取組が課題となっています。

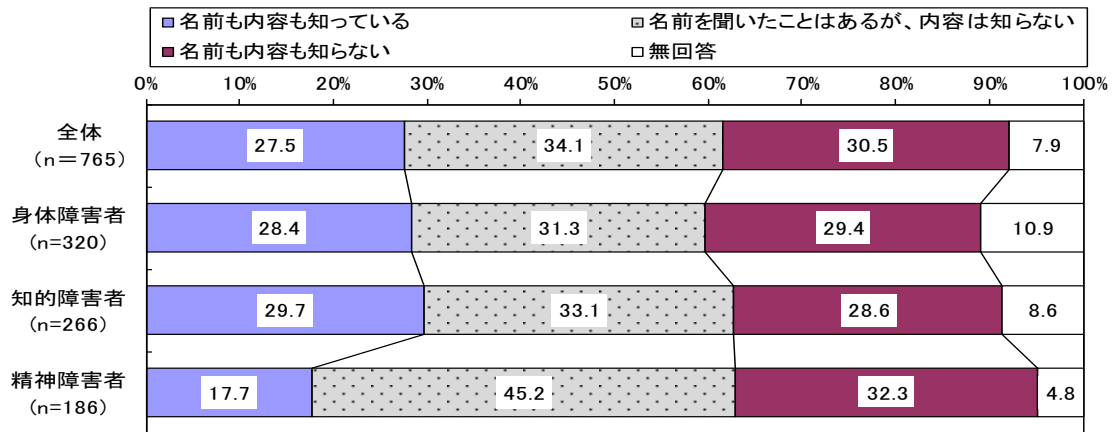
【図-8】・【図-9】・【図-10】参照

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、障がい者の権利を守り、障がい者の意思決定を支援するため、引き続き、成年後見制度の利用促進、障がい者の権利擁護を課題とします。

【図一八】 成年後見制度の認知度

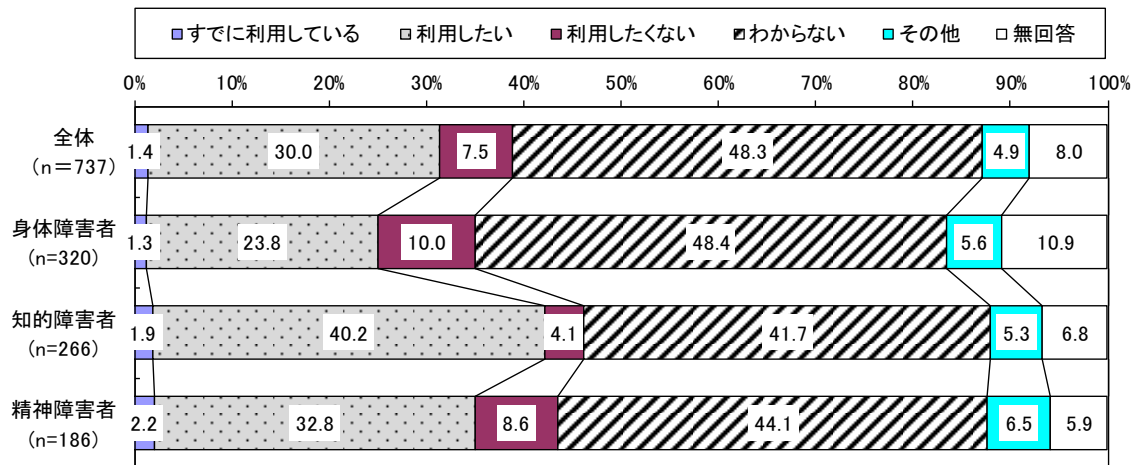
(nは回答者数)



成年後見制度について「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が34.1%、「名前も内容も知らない」が30.5%となっており、合わせて64.6%と全体の約6割を占めています。【障害福祉に関するアンケート調査令和2年1月】

【図一九】 成年後見制度の利用希望

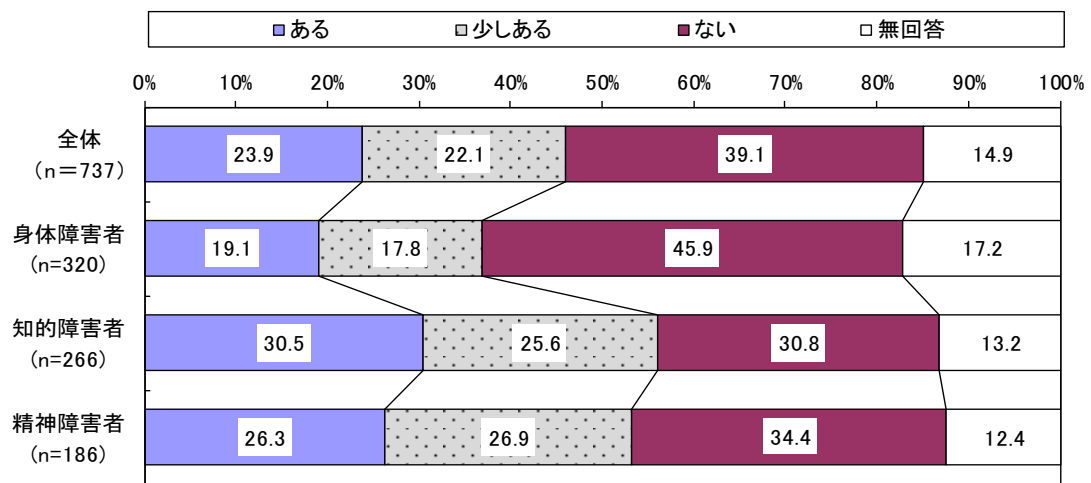
(nは回答者数)



「すでに利用している」が1.4%、「利用したい」が30.0%、「利用したくない」が7.5%となっています。【障害福祉に関するアンケート調査令和2年1月】

【図-10】 障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをしたことの有無

(nは回答者数)



「ある」が23.9%、「少しある」が22.1%となっており、合わせると46.0%となっています。

【障害福祉に関するアンケート調査令和2年1月】

施策1.3 成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度について、利用するメリット、利用するための手続きなどをわかりやすく周知するとともに、成年後見制度のニーズを確認しながら、市民後見人の養成、支援も含めた法人後見事業の体制の充実を図ります。

主な取組	内容	担当課
(1) 障がい者やその家族を対象とした成年後見制度についての講座の実施	成年後見制度について、メリット、手続きなどわかりやすい講座を実施し、利用を促進します。	福祉総務課 障害者支援課 高齢者支援課
(2) 市民後見人養成講座の実施	入間市社会福祉協議会等と連携し市民後見人養成講座を実施し、市民後見人の養成に取り組みます。	福祉総務課 障害者支援課 高齢者支援課
(3) 法人後見事業の体制の充実	法人後見事業の体制を充実させ、市民が安心して利用できるよう普及啓発に取り組みます。	福祉総務課 障害者支援課 高齢者支援課
(4) 市民後見人研修等の支援体制の確立	事例検討等により市民後見人のスキルアップを図るほか、関係機関の情報交換がスムーズに行くように目指します。	福祉総務課 障害者支援課 高齢者支援課

施策1.4 障がい者の権利をまもる

障がいのある人が差別や虐待を受けることなく、地域で自立した生活が送れることを目指して、障がい者の権利擁護を推進します。

市の事業において、合理的配慮の取組を推進するとともに、障害者差別解消支援地域協議会を中心に障がい者差別の解消に向け取り組みます。

また、障害者虐待防止法に基づき、虐待の防止、保護等を適切に実施するため、障害者虐待防止センターを中心とした連携協力体制の強化を図ります。

主な取組	内容	担当課
(1) 市職員への研修等の実施	職員研修等を通じ、障がい者理解、合理的配慮などについて啓発を行い、共生社会の担い手としての職員育成に取り組みます。	人事課
(2) 障害者差別解消支援地域協議会の体制整備	協議会への障がい者の参加、地域内の各ネットワークとの連携等体制を整備します。	障害者支援課

<p>(3) 障害者差別解消支援 地域協議会の差別解 消についての取組の 推進</p>	<p>入間市障害者自立支援協議会とともに障 がい者差別の実情把握、各ネットワークと の集積・事例検討・情報共有を行い、合理的 配慮等具体例・障がい者差別解消取組事例 等の提供等により、差別解消に向けて取り 組めます。</p>	<p>障害者支援課</p>
<p>(4) 障がい者虐待防止の ための連携協力体制 の強化</p>	<p>障害者虐待防止センターを中心とした連 携協力体制の強化を図り県のシェルターな どとも連携を強化します。</p>	<p>障害者支援課</p>
<p>(5) 障がい者の権利をま もるための条例</p>	<p>「入間市手話言語条例」施策の推進に取り 組めます。 障がい者の権利をまもる条例等の調査研 究に取り組めます。</p>	<p>障害者支援課</p>

【目標値】

指標		現状値	目標値
①	成年後見制度について名前も内容も知っている人の割合	27.5% (令和元年度)	60.0%以上 (令和5年度)
②	障がいがあることで差別され、嫌な思いをしたことがある障がい者の割合	46.0% (令和元年度)	20.0%未満 (令和5年度)

第 3 部 入間市障害福祉計画

入間市障害児福祉計画

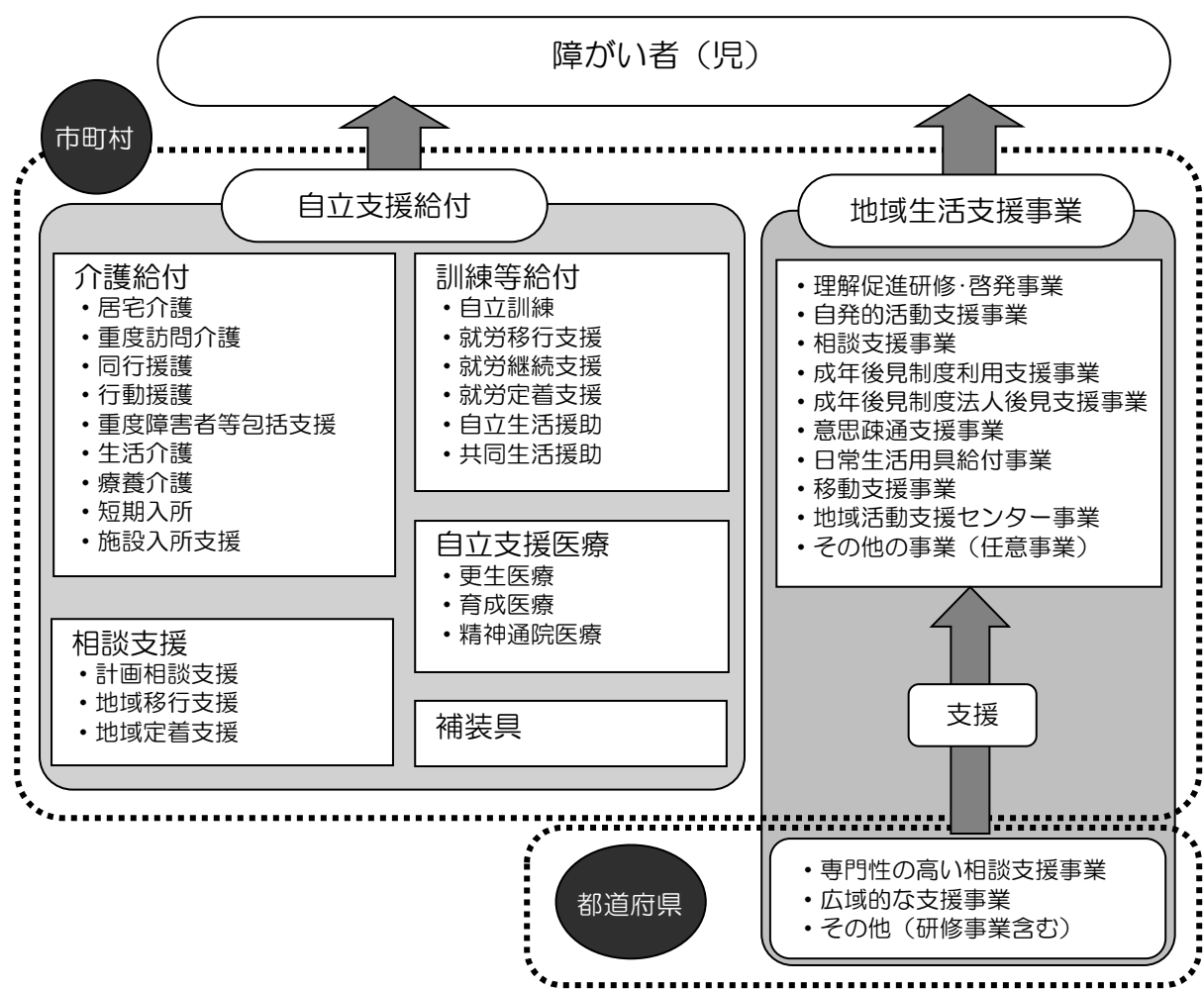
第 1 章 障がい者（児）を対象としたサービス・障がい児 を対象としたサービス

1 障がい者（児）を対象としたサービス

障害者総合支援法においては、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、障がい福祉サービスを利用するために必要なサービス等利用計画の作成等を行う「相談支援」、「自立支援医療」（更生医療、育成医療、精神通院医療）、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」があります。

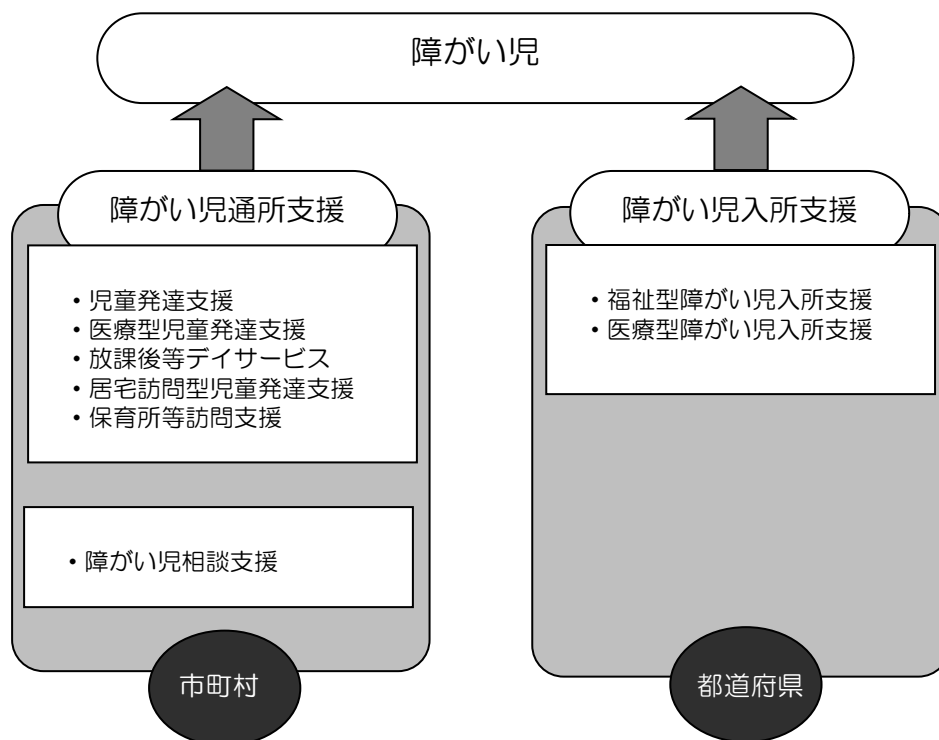
「地域生活支援事業」には、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業等の必須事業と、地域の利用者の状況に応じて各市町村が実施するその他の事業（任意事業）があります。



2 障がい児を対象としたサービス

障がい児を対象としたサービスは、平成24年度から児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。

児童福祉法による障がい児を対象としたサービスは、市町村が実施する障がい児通所支援と都道府県が実施する障がい児入所支援に大別されます。



第2章 令和5年度における目標値

地域生活移行や就労支援といった課題に関し、令和5年度を目標年度として、次のとおり数値目標を設定します。

なお、それぞれの目標値は、国の基本指針と県の考え方にに基づき設定しています。

1 施設入所者の地域生活への移行者数

令和元年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

【目標値】

項目	人数	備考
令和元年度末時点の入所者数(A)	128人	障がい者支援施設入所者の合計数
(A)のうち、令和5年度までの地域生活移行者数(B)	8人	施設入所からグループホーム、一般住宅等の地域生活へ移行する者の数。
令和5年度末時点の入所者数(C)	—	
地域生活への移行割合	6.3%	(B)／(A)
施設入所者の削減割合	※	(A－C)／(A)

※令和5年度末時点の入所者数の削減目標について、埼玉県は、施設入所待機者が多いため、数値目標を設定しないことから本市も設定しない。

【参考①】 国の基本指針

- ・令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することとともに、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本とする。

【参考②】 第2部「入間市障害者計画」の関連する施策

- ・施策 1 地域生活支援の充実を図る
- ・施策 4 身近で利用しやすい相談のしくみづくり
- ・施策 1.4 障がい者の権利をまもる

2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築（新規）

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する目標値を設定します。

【目標値】

項目	数値	備考
令和5年度の精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日 以上	

【参考①】 国の基本指針

- ・精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

【参考②】 第2部「入間市障害者計画」の関連する施策

- ・施策 1 地域生活支援の充実を図る
- ・施策 4 身近で利用しやすい相談のしくみづくり
- ・施策1.4 障がい者の権利をまもる

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の設置箇所数と*地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について目標値を設定します。

【目標値】

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	1回	

【参考①】 国の基本指針

- 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

【参考②】 第2部「入間市障害者計画」の関連する施策

- 施策 1 地域生活支援の充実を図る
- 施策 4 身近で利用しやすい相談のしくみづくり

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

※就労移行支援事業等とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型。

【目標値】

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数	23人	福祉施設を退所し、一般就労した人数
令和5年度の一般就労移行者数(A)	31人	福祉施設を退所し、一般就労する人数
(A)のうち就労移行支援事業利用者数	26人	
(A)のうち就労継続支援A型事業利用者数	2人	
(A)のうち就労継続支援B型事業利用者数	3人	
(A)のうち就労定着支援事業利用者数(B)	22人	
上記の割合	71.0%	(B) / (A)
令和5年度末の就労定着支援事業所数(C)	1箇所	
令和5年度末の就労定着率8割以上の就労移行支援事業所数(D)	1箇所	
上記の割合	100%	(D) / (C)

【参考①】 国の基本指針

- 就労移行支援等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する者の数を、令和元年度の1.27倍以上とし、うち就労移行支援事業は1.30倍以上、就労継続支援A型は概ね1.26倍以上、就労継続支援B型は概ね1.23倍以上とすることを基本とする。
- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

【参考②】 第2部「入間市障害者計画」の関連する施策

- 施策 4 身近で利用しやすい相談のしくみづくり
- 施策 6 はたらくを支援する

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の体制整備を進めるため、令和5年度における児童発達支援センターの設置数や医療的ケア児等コーディネーターの配置等について目標値を設定します。

【目標値】

項目	数値	備考
令和5年度末までの児童発達支援センターの設置数	1箇所	
令和5年度末までに保育所等訪問支援体制の構築	有	
令和5年度末までの主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数	各1箇所	
令和5年度までに医療的ケア児の適切な支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	
医療的ケア児等コーディネーターの配置	7人	

【参考①】 国の基本指針

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に1箇所以上設置すること、また設置された児童発達支援センター等により、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所を市町村に1箇所以上確保することを基本とする。
- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【参考②】 第2部「入間市障害者計画」の関連する施策

- ・施策 5 障がい児相談支援の実施
- ・施策 7 子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制の充実を図る

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度までに総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制の構築について目標値を設定します。

【目標値】

項目	数値	備考
令和5年度までに、障がい種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	
地域の相談支援事業者に対する訪問等による指導・助言件数	300件	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	30件	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	10回	

【参考①】 国の基本指針

- ・令和5年度までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センターがその機能を担うことを検討する。

【参考②】 第2部「入間市障害者計画」の関連する施策

- ・施策 4 身近で利用しやすい相談のしくみづくり
- ・施策 5 障がい児相談支援の実施
- ・施策 7 子どもの育ちをみんなと一緒に支えていける支援体制の充実を図る

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるため、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用について目標値を設定します。

【目標値】

項目	数値	備考
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	1人	

【参考①】 国の基本指針

- ・都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行うことが望ましい。また、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくために障がい福祉サービス等の質を向上させるための実施体制を構築することを基本とする。

【参考②】 第2部「入間市障害者計画」の関連する施策

- ・施策 1 地域生活支援の充実を図る
- ・施策 5 障がい児相談支援の実施
- ・施策 6 はたらくを応援する

第3章 障がい福祉サービスの見込み

障がい福祉サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等の介護給付、共同生活援助（グループホーム）や就労継続支援等の訓練等給付などがあり、全国的な統一基準に基づき実施するものです。障害者総合支援法に基づき、市町村が定める障害福祉計画において、障がい福祉サービス等の必要なサービス量を見込むことになっています。

障がい者の増加に伴いサービス利用量も増加が見込まれるため、障がい者が地域生活を送る上で必要なサービス量の確保に努めていきます。

1 訪問系サービス

【サービス内容】

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数の支援を包括的にを行います。

【サービス見込量】

（一月あたり）

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等 包括支援	時間	3,742	3,988	3,477	4,387	4,606	4,836
	人	228	237	208	261	274	288

※平成30年度及び令和元年度は実績値。令和2年度は見込値

【見込量確保に向けての方策】

- 利用者の増加が見込まれることから、指定特定相談支援事業者やサービス提供事業者等と連携を図るとともに、今後見込まれる多様なニーズに対応できるよう体制の整備に努めていきます。
- サービス内容の周知や情報提供等を行い、新規サービス提供事業者や介護保険サービス提供事業者等の参入の促進を図っていきます。

2 日中活動系サービス

【サービス内容】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型 (雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型 (非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

(一月あたり)

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分	4,473	4,472	4,748	5,439	5,985	6,594
	人	219	240	235	259	285	314
自立訓練 (機能訓練)	人日分	3	0	0	22	22	22
	人	1	0	0	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日分	99	61	62	110	110	110
	人	6	4	4	5	5	5
就労移行支援	人日分	653	727	799	969	1,121	1,292
	人	39	42	44	51	59	68
就労継続支援A型	人日分	970	1,095	1,199	1,407	1,617	1,869
	人	47	53	58	67	77	89
就労継続支援B型	人日分	4,249	4,407	5,233	6,403	7,049	7,752
	人	227	244	306	337	371	408
就労定着支援	人	3	11	3	15	20	25
療養介護	人	9	9	9	10	10	10
短期入所(福祉型)	人日分	435	395	260	479	527	580
	人	44	42	23	48	53	58
短期入所(医療型)	人日分	38	36	13	36	36	36
	人	7	7	1	7	7	7

※人日分…「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出のサービス量

※平成30年度及び令和元年度は実績値。令和2年度は見込値。

【見込量確保に向けての方策】

- 利用者のニーズを把握し、指定特定相談支援事業者やサービス提供事業者等と連携を図るとともに、新規事業者とは意見交換や情報共有等を行い、サービスの迅速かつ円滑な利用の促進に努めていきます。
- 近隣市と連携を図りながら情報共有等を行い、適切な事業者の確保に努めていきます。

3 居住系サービス等

【サービス内容】

サービス名	内 容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
地域生活支援拠点等	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

【サービス見込量】

(一月あたり)

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	1	2	1	2	2	2
共同生活援助	人	71	87	96	110	127	146
施設入所支援	人	126	125	127	140	140	140

(年間あたり)

地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	0	0	1	1	1	1
地域生活支援拠点等の機能の検証及び検討の実施回数	回	0	0	0	1	1	1

※平成30年度及び令和元年度は実績値。令和2年度は見込値。

【見込量確保に向けての方策】

- ・ 地域移行の促進に伴うサービス利用に対応できるようサービス提供事業者に対して情報提供を行い、適切な事業者の確保に努めていきます。
- ・ 施設を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、近隣市町と連携し、情報提供や相談など、適切な事業者の確保に努めていきます。

4 相談支援

【サービス内容】

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービス等の申請に係るサービス等利用計画の作成、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障がい福祉サービス事業所への同行支援等を行います。
地域定着支援	常時、連絡体制を確保し障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障がい福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行います。

【サービス見込量】

(一月あたり)

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	135	124	160	184	212	244
地域移行支援	人	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

※平成30年度及び令和元年度は実績値。令和2年度は見込値。

【見込量確保に向けての方策】

- ・障がい者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を支援するため、指定特定相談支援事業所の充実及び新規設置の促進に努めていくとともに、入間市障害者基幹相談支援センターと連携し、相談支援専門員の資質の向上に取り組んでいきます。
- ・指定一般相談支援事業者と連携を図りながら、障がい者の意向に沿って着実な地域相談支援の実施に努めていきます。

第4章 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の障がい福祉サービスと併せて実施するものです。障害者総合支援法に基づき、市町村が定める障害福祉計画において、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めることになっています。

地域生活支援事業の実施に当たっては、障がい者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断をし、障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう取り組んでいきます。

1 理解促進研修・啓発事業

【事業内容】

事業名	内 容
理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深める、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修・啓発事業を行います。

【事業の見込量】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込。

【見込量確保に向けての方策】

- ・障がい者等や障がい特性等に関する地域住民の理解を深めるため、事業の実施にあたり多くの地域住民が事業に関心を持つよう工夫していきます。

2 自発的活動支援事業

【事業内容】

事業名	内 容
自発的活動支援事業	障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、社会活動、ボランティア活動等）に対する支援を行います。

【事業の見込量】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	一	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込。

【見込量確保に向けての方策】

- ・特定の者だけが事業に携わるのではなく、多くの障がい者等やその家族、地域住民等が事業に関心・関わりを持つための工夫に努めます。

3 相談支援事業

【事業内容】

事業名	内 容
障がい者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助等を行います。

【事業の見込量】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	箇所	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センター等機能強化事業	一	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込。

【見込量確保に向けての方策】

- ・福祉サービスの利用支援や権利擁護に十分な対応ができるよう、入間市障害者基幹相談支援センターを中心に、障がい者のニーズを把握し、関係各所と連携することにより障がい者相談支援体制の充実に努めます。

4 成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

事業名	内 容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。

【事業の見込量】

(年間あたり)

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件	3	4	10	10	11	12

※平成30年度及び令和元年度は実績値。令和2年度は見込値。

【見込量確保に向けての方策】

- ・障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用促進に必要な支援を行っていきます。

5 成年後見制度法人後見支援事業

【事業内容】

事業名	内 容
成年後見制度法人後見支援事業	市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。

【事業の見込量】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※平成30年度及び令和元年度は実績。令和2年度は見込。

【見込量確保に向けての方策】

- ・入間市社会福祉協議会が実施する成年後見制度法人後見支援事業を支援していきます。

6 意思疎通支援事業

【事業内容】

事業名	内 容
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図ります。

【事業の見込量】

(年間あたり)

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	1,427	1,186	950	1,200	1,200	1,200
手話通訳者設置事業	人	4	4	5	5	5	5

※平成30年度及び令和元年度は実績値。令和2年度は見込値。

【見込量確保に向けての方策】

- ・入間市社会福祉協議会と連携を図りながら、意思疎通支援者の充実と積極的な派遣に努めていきます。

7 日常生活用具給付事業

【事業内容】

事業名	内 容
日常生活用具給付事業	自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

【事業の見込量】

(年間あたり)

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	8	6	8	9	10	11
自立生活支援用具	件	24	19	24	26	29	32
在宅療養等支援用具	件	11	11	12	13	14	15
情報・意思疎通支援用具	件	25	20	25	28	31	34
排泄管理支援用具	件	3,055	3,525	3,619	3,728	3,840	3,955
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	3	4	4	4	4	4

※平成30年度及び令和元年度は実績値。令和2年度は見込値。

【見込量確保に向けての方策】

- ・日常生活を容易にするため、必要な人に適切な用具を給付できるよう制度の周知及び利用の促進を図っていきます。

8 移動支援事業

【事業内容】

事業名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【事業の見込量】

(一月あたり)

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	時間	1,331	1,219	975	1,341	1,475	1,623
	人	114	116	93	128	141	155

※平成30年度及び令和元年度は実績値。令和2年度は見込値。

【見込量確保に向けての方策】

- ・障がい者の外出や余暇活動等がスムーズに行われるよう、サービス提供事業者の確保と連携強化に努めていきます。
- ・サービス利用が増加した場合にも対応できるよう、サービス提供事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

9 地域活動支援センター事業

【事業内容】

事業名	内 容
地域活動支援センター事業	通所により、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

【事業の見込量】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所	6	6	3	3	3	3
	人	177	172	80	80	80	80
	人	20	21	18	20	20	20

※ 人数の上段は一月あたりの市内施設の利用者、下段は一月あたりの市外施設の利用者。

※平成30年度及び令和元年度は実績値。令和2年度は見込値。

【見込量確保に向けての方策】

- ・障がい者等の地域生活支援を促進するため、サービスが必要な方に適切に給付されるよう事業の周知を行い、利用の促進を図っていきます。

10 その他の事業（任意事業）

【事業内容】

事業名	内 容
福祉ホーム	住居を求めている障がい者に、低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。
訪問入浴サービス	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者・児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援	日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。
更生訓練費給付	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障がい者に対し更生訓練費を支給します。
知的障がい者職親委託	知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に一定期間知的障がい者を預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。
レクリエーション活動等支援	障がい者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行います。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がい者等に、点訳、音声訳その他わかりやすい方法により地域生活を営む上で必要な情報を提供します。
手話通訳者養成講習	障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者を養成するための講習を開催します。
要約筆記者養成講習	障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する要約筆記者を養成するための講習を開催します。
自動車運転免許取得	身体障がい者の自営、就職等による自立更生を促進するため、運転免許取得に要する費用を助成します。
自動車改造助成	身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車を自ら運転することができるよう改造に要する経費を助成します。

【事業の見込量】

(年間あたり)

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム	箇所	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス	回	120	106	192	216	216	216
日中一時支援	人	147	148	121	150	160	170
更生訓練費給付	件	9	10	24	24	24	24
知的障がい者職親委託	人	1	1	1	1	1	1
レクリエーション活動等支援	件	5	6	0	0	1	1
点字・声の広報等発行	回	24	24	24	24	24	24
手話通訳者養成講習	人	—		10			10
要約筆記者養成講習	人	—		4		4	
自動車運転免許取得	件	2	0	2	2	2	2
自動車改造助成	件	6	2	5	5	5	5

※ 手話通訳者養成講習は3年間・要約筆記者養成講習は2年間で講習修了。

※平成30年度及び令和元年度は実績値。令和2年度は見込値。

【見込量確保に向けての方策】

- ・サービスを必要とする人が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談対応に努めていきます。

第5章 障がい児福祉サービスの見込み

障がい児通所支援等は、障がい児が利用できるサービスで、児童福祉法に基づき市町村が定める障害児福祉計画において、必要なサービス量を見込むことになっています。

身近な地域できめ細かな支援を受けられるようサービス量の確保に努めていきます。

1 障がい児通所支援

【サービス内容】

サービス名	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

【サービス見込量】

(一月あたり)

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日分	751	566	680	819	945	1,085
	人	119	103	102	117	135	155
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	2,047	2,478	2,688	3,384	3,888	4,472
	人	290	363	368	423	486	559
保育所等訪問支援	人日分	2	2	1	6	8	10
	人	1	2	1	3	4	5
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	10	10	10
	人	0	0	0	1	1	1

※平成30年度及び令和元年度は実績値。令和2年度は見込値。

【見込量確保に向けての方策】

- 利用者の増加が見込まれることから、指定特定相談支援事業者やサービス提供事業者等と連携を図るとともに、今後見込まれる多様なニーズに対応できるよう体制の整備に努めていきます。
- 心身の発達に遅れ又は障がいのある児童とその家族が身近な地域で安心して暮らし、一人の自立した人間へと成長できるよう、切れ目なく一貫した支援を行う入間市児童発達支援センターういずと連携強化を図っていきます。

2 障がい児相談支援

【サービス内容】

サービス名	内 容
障がい児相談支援	障がい児通所支援の申請に係るサービス等利用計画の作成、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

【サービス見込量】

(一月あたり)

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	人	38	41	51	59	68	78

※平成30年度及び令和元年度は実績値。令和2年度は見込値。

【見込量確保に向けての方策】

- 障がい児やその家族等の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を支援するため、指定障がい児相談支援事業所の充実及び新規設置の促進に努めていくとともに、入間市障害者基幹相談支援センターと連携し、相談支援専門員の資質の向上に取り組んでいきます。

3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【サービス内容】

サービス名	内 容
コーディネーター	医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等の支援を総合調整します。

【サービス見込量】

(年間あたり)

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーターの配置人数	人	3	5	5	5	6	7

※平成30年度及び令和元年度は実績値。令和2年度は見込値。

【見込量確保に向けての方策】

- ・入間市児童発達支援センターういずや指定特定相談支援事業者と連携を図り、県等の研修への参加を促し、人材の確保に努めていきます。

第6章 その他の見込み

1 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育士等に対する研修の充実に取り組むなど、保育所（園）や認定こども園、放課後児童健全育成事業（学童保育室）等における障がい児受入体制の整備を図ります。

【見込量】

（年間あたり）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所（園）	利用希望人数	25	28	31
	受入可能人数	25	28	31
認定こども園	利用希望人数	1	1	1
	受入可能人数	1	1	1
放課後児童健全育成事業 （学童保育室）	利用希望人数	14	15	17
	受入可能人数	14	15	17
幼稚園	利用希望人数	12	13	14
	受入可能人数	12	13	14
特定地域型保育事業 ※1	利用希望人数	0	0	0
	受入可能人数	0	0	0
認可外（地方単独事業） ※2	利用希望人数	—	—	—
	受入可能人数	—	—	—

※1 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

※2 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設

2 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の家族が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保します。

【見込量】

(年間あたり)

内 容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	120	120	120
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人	120	120	120

3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、地域援助事業者との重層的な連携による支援体制を構築します。

【見込量】

(年間あたり)

内 容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	60	60	60
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	人	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	人	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人	35	40	45
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人	2	2	2

4 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

【見込量】 (年間あたり)

内 容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	—	実施	実施	実施
相談支援事業者に対する訪問等による 専門的な指導・助言件数	件	200	250	300
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	20	25	30
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	10	10	10

5 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

障がい福祉サービス等について、理解を深めるための取組を行い、障がい者等が真に必要なとする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていきます。

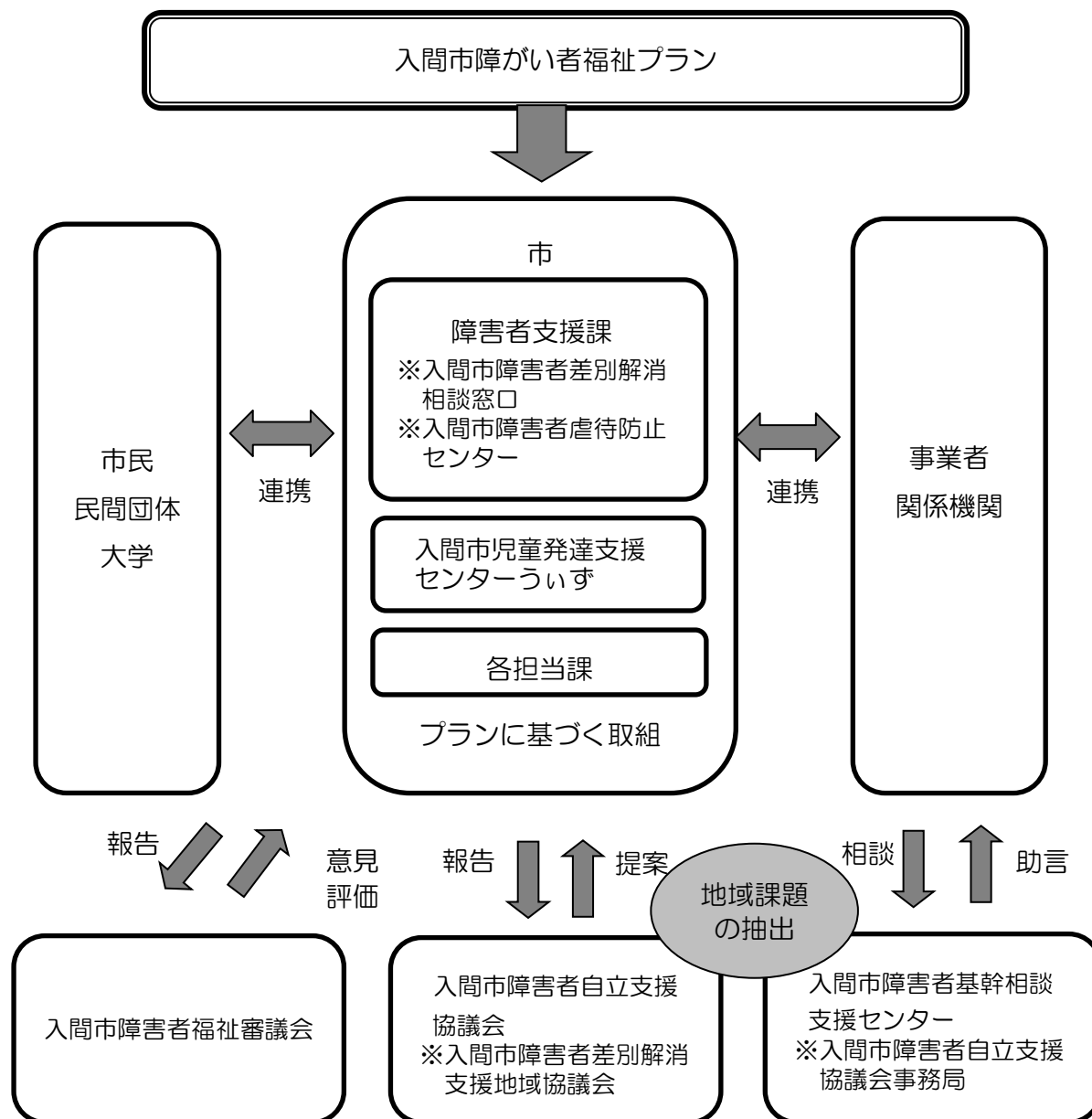
【見込量】 (年間あたり)

内 容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への参加人数	人	1	1	1

第4部 計画の推進に向けて

1 推進体制

本プランを推進するため、民生委員・児童委員、ボランティア団体、当事者団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等の関係者及び関係機関との連携を図り、当事者や家族、関係団体等の意見やニーズの把握に努め、それらに配慮しつつ施策の推進に当たります。



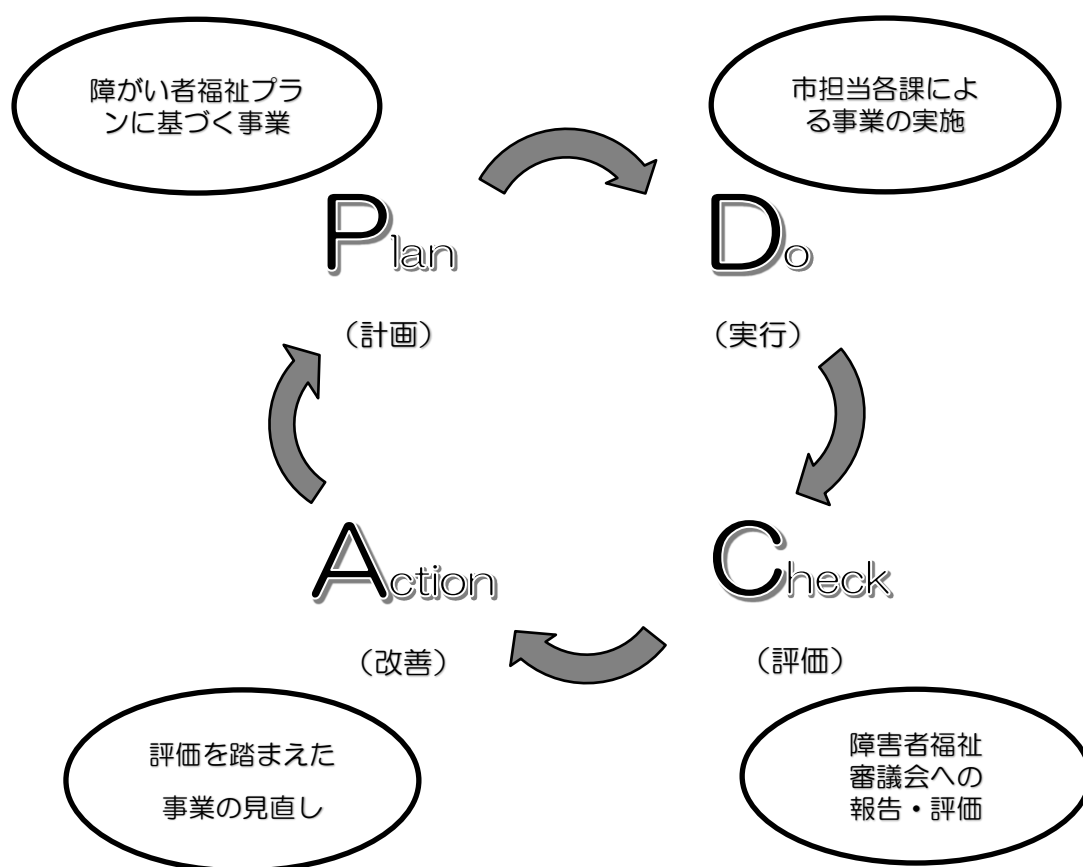
※障害者支援課は、入間市障害者差別解消相談窓口・入間市障害者虐待防止センターの役割を有しています。

※入間市障害者自立支援協議会は、入間市障害者差別解消支援地域協議会の役割を有しています。

※入間市障害者基幹相談支援センターは、入間市障害者自立支援協議会事務局の役割を有しています。

2 計画推進のための進行管理

本プランの推進にあたり、年度ごとに進捗状況を調査・把握し、入間市障害者福祉審議会に報告、課題・問題点の確認等を行い、それらを次年度の事業に反映させることとします。また、次期障害者福祉プラン策定前に市民意識調査を行い、進捗状況を評価し、次期プラン策定につなげます。



第 5 部 關係資料

1 入間市障害者福祉審議会条例

平成2年9月28日

条例第24号

(設置)

第1条 障害者の福祉に関する事項について審議するため、入間市障害者福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、障害者の福祉に関する基本的事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、知識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会は、それぞれ会長又は部会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会又は部会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、それぞれ議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部障害者支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

(入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 3 入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成5年条例第23号）抄

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第3号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第31条までの規定による改正後の条例の規定は、平成13年4月1日以後にする委嘱（同日前に委嘱又は任命された委員の補欠としてする委嘱を除く。）から適用する。

附 則（平成13年条例第12号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第9号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に委嘱されている委員は、改正後の入間市障害者福祉審議会条例の規定により委嘱されたものとみなす。

附 則（平成28年条例第27号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 入間市障害者福祉審議会委員名簿

任期 平成30年4月1日～令和3年3月31日

No.	選出区分	職名	氏名	備考
1	知識経験者	会長	ふくしま しんご 福島 慎吾	認定NPO法人難病のこども支援全国ネットワーク
2	公募委員	副会長	よしかわ きょうこ 吉川 京子	
3			いま い ひでお 今井 英雄	
4			ふくい けいこ 福井 恵子	
5	障害福祉関係団体		たなべ じん 田邊 仁	入間市身体障害者福祉会
6			ないとう ひでこ 内藤 英子	入間市手をつなぐ親の会
7			もり た のぼる 森 田 登	入間市聴覚障害者の会
8			くろこ つぎお 黒古 次男	社会福祉法人創和
9			のむら ゆみ 野村 優美	社会福祉法人羽搏会
10			よこ た おさむ 横田 修	入間市社会福祉協議会
11			かす や ひろし 粕谷 浩史	障害者自立支援協議会
12			はし もと としこ 橋本 敏子	入間市民生委員・児童委員協議会
13			まつむら みどり 松村 みどり	朗読ボランティアグループ はづき
14		知識経験者		のぎわ じゅんこ 野澤 純子
15			ひら い ともひこ 平井 友彦	精神保健福祉士

3 入間市障がい者福祉プラン策定の経過（概要）

年 月	内 容
令和2年5月	入間市障害者計画の策定について諮問する。 (令和2年度第1回入間市障害者福祉審議会)
7月	入間市障害者計画について「地域」「こども」の2部会を立ち上げ、 検討することを決定する。 (令和2年度第3回入間市障害者福祉審議会)
7～9月	各部会において、平成30～令和2年度計画の評価と素案の検討 を行う。
10月	部会検討結果の報告を行う。 (令和2年度第4回入間市障害者福祉審議会)
11月	原案について入間市障害者福祉審議会委員に意見を求める。 (令和2年度第4回入間市障害者福祉審議会)
11月	原案について入間市障害者福祉審議会委員に意見を求める。 (令和2年度第5回入間市障害者福祉審議会)
11月	庁内意見聴取を行う。
12～令和3年1月	パブリックコメント手続きにより、市民の意見を募集する。
令和3年2月	パブリックコメント、計画案について入間市障害者福祉審議会委 員に意見を求める。(令和2年度第6回入間市障害者福祉審議会)
3月	入間市障害者計画についての審議を終了する。 (令和2年度第7回入間市障害者福祉審議会)
3月	入間市障害者計画の策定について答申を受ける。
3月	入間市障害者福祉プランを決定する。

4 諮問書

入障発第 185号

令和2年5月14日

入間市障害者福祉審議会

会長 福島 慎吾 様

入間市長 田中 龍夫

入間市障害者計画の策定について（諮問）

入間市障害者福祉審議会条例第2条の規定に基づき、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

1 入間市障害者計画の策定について

諮問の趣旨

市では、障害者福祉の向上を図るために、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく市障害者計画及び市障害福祉計画として、入間市障害者福祉プランを策定し、3年ごとに見直しを行っています。

現プランが令和2年度を終期としていることから、障害者を取り巻く状況の変化を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする入間市障害者福祉プランのうち、入間市障害者計画の策定についてご審議いただきたく諮問するものです。

5 答申書

令和3年3月17日

入間市長 杉島 理一郎 様

入間市障害者福祉審議会
会長 福島 慎吾

入間市障害者計画の策定について（答申）

令和2年5月14日付け入障発第185号で諮問のあった入間市障害者計画の策定について、当審議会では7回の審議会、各4回の部会を開催し、慎重に検討した結果、別紙のとおり「入間市障がい者福祉プラン～ともに暮らし ともに創る 共生いるま～」としてまとめましたので、ここに答申します。



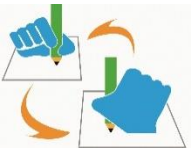
★ 用語集 (五十音順)

用 語	解 説
アウトリーチ	医療・福祉関係者が直接的に出向いて心理的なケアと共に必要とされる支援に取り組むこと。精神障がい者の支援においては、治療中断者や引きこもり状態にある者等に対し、医療や福祉サービスにつながっていない（中断している）段階から支援を行う手法のこと。
入間市障害者基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。地域の相談支援事業所の相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う。
入間市障害者就労支援センターりぼん	障がい者本人や家族からの就労に関する相談を受ける機関。就職支援や職場定着支援を行う。入間市障害者相談支援センター「りぼん」と同室にあり、生活と就労の一体的な支援を行っている。
入間市障害者自立支援協議会	地域における障がい福祉に携わる方たちによる連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議
入間市障害者相談支援センターりぼん	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談を受ける機関（市庁舎3階に設置）
インクルーシブ保育・教育	インクルーシブは「包容」とも訳し、障がいのある子どもとそうでない子どもが学校の大半を通常の学級で共に学習すること。障害者権利条約でも言われており、その実践が求められている。文部科学省も「インクルーシブ教育の推進」として取り組んでいる。インクルーシブ保育は、この考えかたを保育の場に移したものの。
入間市児童発達支援センターういず	心身の発達に遅れ又は障がいのある児童とその家族が身近な地域で安心して暮らし、一人の自立した社会人へと成長できるよう、切れ目なく一貫した支援を行う施設
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）などの包括的な支援体制
地域生活支援拠点	障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な支援を切れ目なく提供するための拠点
地域リハビリテーション	高齢者や障がいのある方が、住み慣れた場所で、そこに住む人々と共に、一生安全に生き生きとした生活が送れるよう、保健、医療、福祉及び生活に関わるあらゆる人々が、リハビリテーションの立場から行う活動


避難行動要支援者	平成25年6月の災害対策基本法の改正により使われるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」、そのうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。
福祉避難所	高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等一般の避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族を対象とした避難所
ユニバーサルデザイン	障がいの有無や高齢であることなどにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。
ペアレント・プログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムのこと。
ペアレント・トレーニング	保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性をふまえたほめ方等やしかり方等を学ぶこと。

■ 障害者のシンボルマーク ■

シンボルマーク	マークの名称	概要等
	障害者のための国際シンボルマーク	<p>このマークは、障害のある人々が利用できる建築物や公共交通機関であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。なお、このマークは、すべての障害者を対象としたもので、とくに車イスを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。</p>
	盲人のための国際シンボルマーク	<p>このマークは、世界盲人連合(WBU)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。このマークが付いた歩行者用信号ボタンのある信号機は、視覚障害者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。</p>
	聴覚障害者を表示する国際シンボルマーク	<p>このマークは、世界ろう連盟(WFD)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。現在では、いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用されたり、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所で使用されたりしています。</p>
	聴覚障害者のシンボルマーク(国内:耳マーク)	<p>このマークは、聴覚障害を示す耳が図案化されたものです。聴覚障害者には、耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案され、預金通帳、年金証書等に貼って、呼び出しなど聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用されています。</p>
	「ハート・プラス」マーク	<p>このマークは、心臓疾患などの内部障害があることを示すものです。身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からは判らないことから、そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。</p>
	オストメイトマーク	<p>このマークは、オストメイト(人工肛門・人工膀胱を保有する方)を示すシンボルマークです。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。</p>
	身体障害者補助犬(ほじょけん)啓発マーク	<p>このマークは、補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。補助犬とは、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言い、不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、受入が義務づけられています。</p>
	身体障害者標識(四つ葉のクローバーマーク)	<p>このマークは、肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識です。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。</p>
	聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)	<p>このマークは、政令で定める程度の聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識です。政令に定められている程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている方は、このマークを必ず表示しなければなりません。</p>


	ヘルプマーク	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>
	手話マーク	<p>耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。</p>
	筆談マーク	<p>耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに提示することもできます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>

入間市障害者相談支援センター 「りぼん」
入間市障害者就労支援センター 「りぼん」

 入間市障害者相談支援センター 「りぼん」

入間市障害者相談支援センター 「りぼん」は、障がいのある方などからの相談に応じ、障がいのある方やその家族が自由で自立した日常生活または社会参加をし、誰もが安心して入間市民の一員として暮らしていくことができるように支援を行っています。

※入間市障害者相談支援センター 「りぼん」は、「相談支援事業所イノセント」、「相談支援事業所創和」、「相談支援事業所大樹」、「相談支援事業所千鳥」の4事業所に委託し運営しています。

 入間市障害者就労支援センター 「りぼん」

入間市障害者就労支援センター 「りぼん」は、障がいのある方が企業などで「働きたい!」「働き続けたい!」ということを応援しています。

※応援の内容は?

「就職支援」…働くことに関する相談にお応えします。ハローワークや関係機関と連携して実習先を紹介し職場に同行するなど、就職の支援を行います。
「職場定着支援」…仕事を覚え、職場に慣れるような支援、生活や余暇の支援も行います。

※入間市障害者就労支援センター「りぼん」は、社会福祉法人創和により運営されています。

 愛称 『りぼん』

『りぼん』 = Ribbon (リボン)

地域の【人】と【人】を『りぼん』(障害者相談支援センター・障害者就労支援センター)が結んでいきます。

相談受付	月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 朝8時30分から夕方5時15分まで
相談料	無料
場所	入間市役所 B棟3階



入間市障がい者福祉プラン

入間市障害者計画・入間市障害福祉計画・入間市障害児福祉計画

発行日 令和3年3月
発行 埼玉県入間市
編集 入間市福祉部障害者支援課
〒358-8511
入間市豊岡1丁目16番1号
TEL 04-2964-1111 (代表)
E-mail ir313000@city.iruma.lg.jp